

第2回平成18年6月与謝野町定例会会議録(第8号)

招集年月日 平成18年6月30日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時38分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	服部博和
5番	小林庸夫	14番	有吉正
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	森本敏軌
8番	浪江郁雄	17番	今田博文
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 森下 文夫 書 記 植松 ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	
助 役		教 育 長	垣中 均
総務課長	大下 修	教育委員長	井上 行雄(午後)
		教育委員長職務代理	天野順一郎(午前)
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	小林 哲也	農 林 課 長	山崎 信之
野田川地域振興課長	平野 勝彦	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	和田 茂雄	下水道課長	小西 忠一
住民環境課長	藤原 清隆	水 道 課 長	芋田 政志
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	佐賀 義之
建 設 課 長	坂本 典男	福 祉 課 長	岡田 康利

5. 議事日程

- | | | |
|---------|-----------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 6 6 号 | 平成 1 8 年度与謝野町簡易水道特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 2 | 議案第 6 7 号 | 平成 1 8 年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 3 | 議案第 6 8 号 | 平成 1 8 年度与謝野町下水道特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 4 | 議案第 6 9 号 | 平成 1 8 年度与謝野町農業集落排水特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 5 | 議案第 7 0 号 | 平成 1 8 年度与謝野町介護保険特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 6 | 議案第 7 1 号 | 平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 7 | 議案第 7 2 号 | 平成 1 8 年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 8 | 議案第 7 3 号 | 平成 1 8 年度与謝野町国民健康保険特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 9 | 議案第 7 4 号 | 平成 1 8 年度与謝野町老人保健特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 5 号 | 平成 1 8 年度与謝野町財産区特別会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 1 | 議案第 7 6 号 | 平成 1 8 年度与謝野町水道事業会計予算について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 2 | 議案第 8 0 号 | 町道明石香河線改良 (その 2) 工事請負契約の締結について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 3 | 議案第 8 1 号 | 滝水源浄水設備新設工事請負契約の締結について
(質疑 ~ 表決) |
| 日程第 1 4 | 発議第 5 号 | 与謝野町農業委員会委員の推薦について
(委員長報告 ~ 表決) |
| 日程第 1 5 | 請願第 1 号 | 出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願書
(委員長報告 ~ 表決) |
| 日程第 1 6 | 意見書案第 1 号 | 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書 (案)
(提案 ~ 表決) |
| 日程第 1 7 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 1 8 | 閉会中の継続審査及び調査申出書 | |

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 定例会も本日1日限りとなりました。最終日となりましたので、ひとつよろしくお願いたしたいと思います。

なお、あらかじめ申し上げておくわけですが、本会議終了後、懇親会を開きたいと思いますので、一応目標午後6時の予定をいたしておりますので、申し上げておきたいと思います。

それから、本日も井上教育委員長さん、午前中欠席のため、天野教育委員さんがかわってご出席されておりますので、ご報告申し上げておきたいと思います。

ただいまの出席人員は18人です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程にしたがい進めたいと思います。

日程第1 議案第66号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計予算についてを議題とします。

本案については、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

3番(上山光正) まず質問をさせていただき前にお断りしておきたいと思うんですが、簡易水道につきましては、私どもよく承知をいたしていませんので、失礼な質問になるかと思いますが、その点をご容赦をお願いしたいというふうに思います。

まず1点ですね、この簡易水道の財政力指数ですね、この財政力指数と補助率の関係ですね、この辺はどのようになっておりますか、お尋ねしたいと思います。

議長(糸井満雄) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) おはようございます。

財政力指数というご質問が出ましたが、簡易水道特別会計において一般会計で言うような財政力指数という計算方法はございません。

議長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 簡易水道会計につきましては、国の補助がありまして、3分の1とかそういう補助率がありますので、上水道会計とはちょっと若干異なります。

議長(糸井満雄) 上山議員。

3番(上山光正) ただいま、本町の補助率につきましては、3分の1とお聞きしたわけですが、私が頭の中にあるのは、4分の1から10分の4かなということで、補助率が非常にいいわけですが、このあたりは何が関係しているのか、お尋ねします。

議長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 上山議員もご存じだと思いますけれども、上水会計につきましては、5,001人以上が上水会計ということになっておりまして、いわゆる密集した、効率のいいところが上水の会計になっておりまして、簡易水道につきましては、それ以下というところまで、言うたら民家が散らばったところを整備していくということで、国の方からその補助をいただいで整備をするということになっておりますので、そこがちょっと違うということです。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいまご答弁をいただいたんですが、私ちょっと違うんかなと。これは上水道はわかっているんですが、質問変えます。

地方の財政計画におきまして、この所要額が計上されていると思うんですが、この会計で、地方交付税による財源措置はどういうふうになっているのか、わかりましたらお願いしたいと思います。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 簡易水道の交付税の算入額であります。この額につきましては議案の資料に水道の会計の方で示しております。その中の9ページの一番下に簡易水道の交付税の算入額ということで、18年度につきましては1億4,241万7,000円という数字が上がっております。その以内ということで一般会計への繰り入れをしていただいております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ちょっと私頭悪いんで、わかりにくいんですが、質問を変えてですね、施設能力についてお尋ねするわけですが、343ページですね、この岩屋と市場と山田、石川、加悦、明石、野田と、この7施設が簡易水道の設置場所になっているのかどうかということが、ちょっとわかりにくいんですが、それに対してですね、専門の職員さんがですね、資料によりますと3級が1人と4級が5人、5級が2名、総勢職員数8名で運営されておりますが、これで十分な職員数となっているのか、こうした簡易水道というのは上水道会計と違って、非常にむだな人力を要するわけですが、この辺はこうした8名の職員数で十分にまえるのかどうか、この点もお尋ねしたいと思います。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 簡易水道につきましては、旧加悦町、野田川町、あわせまして13の簡易水道というのがありまして、1つが旧野田川町の飲料水供給施設ということで、全部で14あります。これが簡易水道の中でありまして、浄水場と言いますとみんなあわせまして20あるんです。20の浄水場がありまして、そこを上山議員おっしゃっていただいたように、その人数で管理をしていっております。

すべてを毎日点検をするということで、この人数でぎりぎり、もうちょっとほしいというところもありますが、今現在はこれで管理をしております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） これほどたくさんの設置場所等々があるということはですね、これはどうしても効率的にいろんな面で改善していかんと、どうしてもまえんようになるんじゃないかなと思うんですが、その中でですね、配水量とですね、給水収益の関係ですが、これにつきましてはどういうふうになっているのかということと、給水原価と単価もどれぐらいを見ておられるのか、その点もお尋ねしておきたいと思います。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） ちょっと資料が統計的に今作成しております。16年度の水量ということでご勘弁をいただきたいと思います。

旧で申しますと、加悦、野田川につきましては、多分上山議員も有収率のことだと思うんです

けれども、有収率につきましては16年度で旧加悦町で86.49%、野田川町につきましては87.83%ということになっております。

それと給水の単価でありますけれども、両町あわせまして1立米当たり166円という供給単価になっております。

給水の原価につきましては、185円ということになっております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） それからですね、また申しわけないんですが、年間の総配水量ですね、先ほどおっしゃった年間のすべての簡易水道の有収水量と有収率ですね、これもわかりますか。わからなかったらあとで結構です。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 年間の給水量で申しますと、旧加悦町で93万3,545立米であります。野田川町が124万3,398立米です。

それから実際に水道の使用料をいただいておりますけれども、加悦町が80万トンで7,459立米、野田川町は109万2,063立米であります。それを割り返しますと、先ほど言いましたように、有収率が出ます。加悦の場合は、先ほど申しましたように、86.49%、野田川町につきましては87.83%となっております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3番（上山光正） そうしますとですね、ただいまおっしゃった数字から見るとですね、かなりの漏水関係があるように感じるわけですが、この辺はどういうふうに理解したらいいのかなというふうに思うわけなんです。

それはまたそれとしてですね、それがすべてこうした今年度の使用料及び手数料にかかわってくるわけですよ。ということになると、今おっしゃった933万595立米、こういったものに対する有収率ですね、これに絡んでこの使用料及び手数料等々が今会計で提案されておるわけですが、その中でですね、国庫補助金が1億3,600万円ですか、それから府の補助金が300万円、一般会計から4,800万円ほど繰り入れがされておるわけですが、こういった簡易水道のこの計画というものは、採算性を度外視した係数になっているんじゃないかなと思うんですが、採算的にはですね、こういったものを地方債も含めてずっと見ていきますと、余りあわないと。これは地域的に簡水ということで、先ほど来聞いております20カ所等々あるということで、非常に効率が悪いということなんです、これは今後ですね、どのような方向で簡易水道を計画されるのか、この辺についてお尋ねしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 水道の方につきましては、議案の説明資料につけておりますように、与謝野町の水道整備計画ということで計画を持ちまして、今合併しましたので、旧加悦町、野田川町といったそういうのを除きまして、一体的に整備をするということでしてございまして、今おっしゃったように効率の悪いものを少しでも効率のよいように整備をしていくということで計画はしております。

議員さんもお存じのように、上水、旧岩滝町につきましては、本当にまとまった効率のいい地形にもなっておりまして、そういう形ができます。旧野田川町、加悦町につきましては、ご存じ

のように奥まったところがありまして、どうしてもその奥まったところにつきましては、そのところで浄水場を設けて、配水をしていかなければならないということで、本当に岩滝町の上水に近づけるような形がなかなかとれないと思いますが、できるだけ整備をしまして、今あります20の浄水場をまとめれるように、整備計画を立てて行いたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 最後にですね、今後この一般会計からの繰入金というのが、当然係数から見ると必要になると、私思うんですが、今後はですね、少しでもこれが軽減できるように、水道課の皆さんでご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかにありますか。

野村議員。

1 番（野村生八） 水道課長に質問します。

今、非常に簡水が効率が悪いという質問があったわけですが、水道というのはどの地域でも生きていくために、欠かせない基本だというふうに思います。そういうものが、効率ということで組み立てられるべきではないと。だから、例えば宮津でも、木子では4軒ぐらいの部落があるんですね。そこでは人は住みます。当然住むべきだしね。そこはそこで、効率が悪かろうと何だろろうと、水道施設をつくる、これが行政の責任だと、そういう基盤整備をするのが行政の仕事であって、それを効率がいいか悪いかでどうするかという発想にはならないというふうに私は思うんですね。

そういう地域でも、あるいはいわゆる人口が密集している地域でも、水道料金を一定にする必要があるという、住んでいる地域で、この基本的な水を飲むということが、料金がなくて飲めないという、こういうことはあってはならないと、そういうふうに思いますね。だからこそ、そういう簡水については、国の補助がある。施設をつくるにも交付税算入が入っている。その分について、一般会計から水道会計に繰り入れて、水道料金を全国一律、どこでも平均的な料金に据え置いていく、そういう行政運営をなささいというのが国の指導だというふうに思っていますが、これらの点について、どういうふうにお考えかお聞きします。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 野村議員がおっしゃるとおりで、国の方にもそういう全国一律、どこでも同じ条件で飲めるような水道をしていくということで、若干効率の悪い地域においても、国は補助をして、それから一般会計の繰り入れにつきましては、交付税の算入もありますので、それを一般会計から繰り入れさせていただいておりますので、野村議員のおっしゃるとおりであります。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 旧町では、国によって交付税算入として入れられている部分を、全額一般会計から水道会計に繰り入れている町と、入れていない町があったというふうに思います。この会計、与謝野町では、この交付税算入分がきちっと繰り入れられているのかどうか、この点についてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 野村議員の質問でありますけれども、これも水道の資料につけておりまして、そ

れの9ページに載せてますように、計算上は1億2,000万円ほど計算は出ますが、繰入金につきましては、交付税分ということで4,831万7,000円を繰り入れさせていただいております。

その額で今の料金が維持できるということで、差はありますけれども、そういう繰り入れの額になっております。

議 長(糸井満雄) ほかにありますか。

井田議員。

9 番(井田義之) 水道課長にそれではお尋ねをさせていただきます。

高い、安い云々という話が出ておりますけれども、ライフラインですので、当然供給はきちっとしなければならない。その中で、上山議員が言うておられるのは、いかに安く抑える努力をするかということだと思いますので、言われておることはそう大差がないんじゃないかなというふうに思います。

そこで、このいっぱい簡水の資料をもらっておるんですけども、これが一応水道施設としてこれから管理をされたり、ここからうまい水をいただくわけですが、この中で、さっき原価のことが出ていましたので、漂流水とそれから地下水、地下水が水源になっているところ、漂流水が水源になっているところ、ちょっと教えていただけますか。

議 長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) それでは、この地図によりましてお答えをさせていただきます。

一番下から順に申し上げます。峠簡水であります。これは漂流水です。それから奥滝も漂流水、与謝簡易水道につきましても漂流水です。それから桜内も漂流水、温江、明石、香河も漂流水、石川につきましては、一部井戸もありますが漂流水で賄っております。

ちょっとぐるっとまわりますけど、山田簡易水道につきましては、下山田につきましては漂流水で、上山田は漂流水と井戸があります。市場簡易水道は井戸でございます。岩屋簡易水道は漂流水、三河内簡易水道につきましては井戸をしております。加悦簡易水道につきましては、この赤い地域でありまして、3カ所あります。加悦奥地区がありまして、この図面でいきますと左側の丸なんですけど、そこは伏流水と井戸。それから加悦浄水場と算所の浄水場、この2つにつきましては井戸で賄っております。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) このところで、私が今水源を聞きましたのは、地下水はどうしても原価的に高くついたり、修理をしなければならないという状態もあるんですけども、要は、安定供給ですね。安定供給をするのに、今の水源はいわゆる今供給しておる供給量を十分賄える状態でいっておるのかどうか。

それからあと1点、今の地下水で今度滝の分も一次ろ過が入るわけですけども、一次処理だけやなしに前処理の必要な施設はどれとどれとですか。

議 長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 前処理の必要なところにつきましては、井戸水はもう前処理が必要ですし、ほかのところにつきましては、一次ろ過とか、そういう形。今回提案させていただいておる分につきましても、前処理というお話もしておりますけれども、一次ろ過、二次ろ過という工程でやって

おりますので、前処理が必要なのは、やはり井戸。やっぱり井戸には多くの成分が含まれておりますので、それを除去するために必要でありまして、漂流水につきましては、一次ろ過とか二次ろ過、簡ろという形で賄えると思っております。

9 番(井田義之) 地下水で二次ろ過を、前処理をしておるのはどこどこの施設だと言うとるんです。

水道課長(芋田政志) 先ほど申しましたように、山田の簡易水道の上山田の1カ所、それから市場は1カ所ですね。それからあと三河内、算所、加悦浄水、そこです。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 資料ができてないということでしたけれども、余りにもちょっと少ないのであれなんですけれども、できれば早いこと資料ができたら、もう少し細かい資料がほしいなと思うんですが、有収率ですね、先ほど言われた野田川が大変低いなと思っておりましたら、加悦も余り高くないんですね。有収率がね。いつも私、野田川で余りにも低過ぎると、何でこれ9割が超えられないんだらうということ疑問に思っておるわけです。それで、例えば石綿管で漏水があるとか、そういうのは順次改良されてきておる。だけど、その有収率が上がってこんという状態。

それで、先ほど聞きました、結局原価185円かかっていると。これでロスのトン数にこれかけていくと。すごい金額が垂れ流しになっておるわね。これの対策をやっぱり何か考えていただけないかということで、私は野田川町るときにはきばって言わせていただいたのは、それぞれの簡水があるんだけど、簡水から簡水へ流用している部分があるわけです。だから、一つの簡水だけでも完全な有収率を調べるというのはわからんわけですね。それでそれにメーターをつけていろいろとこうやっているということなんです。加悦の場合もそういうことは全然これまで検討されてないのかどうか、何か有収率を上げるための努力ということをどういことをされておったのか。野田川町の場合には、ある程度努力をされておるけどなかなか上がらないという実績もあったんですけど、効果が出なかったという。加悦の場合、どういことをされておったかということをちょっと教えていただきたいと思います。

議長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 旧加悦町の場合につきましては、施設も古くて昭和40年代の施設が結構ありまして、まず計器類がついてないところも結構ありまして、有収水量の算定も想定配水量も計算に入れておる施設も結構ございまして、まず計器類をつけると、まずそこからの始まりで、私も平成16年に水道に来まして、見ましてびっくりしておりまして、すぐに台風も来まして、まず台風によりましたその災害復旧をやるのがまず一番だったので、時間的にもございませんでした。

私思ってますのは、古い施設も結構ありまして、先ほど言いましたように計器類もないところもありますので、それがまず先であります。野田川町につきましては、井田議員もそういう提案もしていただいておって、各簡易水道間のメーターの流量計をつけるとかということで、その簡水の有収水量が確実な数字が出るような形でやっておられますし、加悦につきましては、そこまでまだいっておりませんので、今後5年、10年かけまして、そこも整備をしていきたいと思っております。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) やはり本当にすごい垂れ流しの金額が多い。だから野田川でも1つの施設が要らんぐらいの、それが100%本当に、100%ということは不可能な数字なんだけれども、100%供給できたら、漏れずに、そしたら1つの施設が要らんぐらいの水漏れがあるわけだね。その辺はやっぱり、しっかりと今言われた、野田川や加悦のいいところがあると思いますので、今後はそこをしっかりとタイアップしながら、少しでも有収率が上がるような努力をしていただきたいと。

それで有収率、先ほど上山議員に原価の問題を言われました。それこそ資料がないのでわかりにくいんですが、生産したそれにかかる格好で原価というのが出てきておるのか、それとも、かかった分を、金をもらった水量で割って原価ということになっておるのか、この原価185円というのはどういう原価なのか、ちょっと教えてください。

議長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 決算統計に用います経営分析の表がありまして、その中に供給単価と給水原価の計算式がありまして、供給単価につきましては、料金の収入から年間の総有収水量、使用料をいただいております量を割りかえしましたら、その額が出まして166円という形になりますし、給水原価につきましては、かかった費用、経費、維持管理費と地方債の償還金を足します。それを有収水量で割るとということになりますので、言いますと地方債の償還金がありますので、その高い金額におのずととなってくると。地方債の償還がなければ、もっともっと安い単価でいっておりますが、それを計算しますのでその額が出たということになります。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) そうして苦労してつくっていただいた水が、飲んでいただいて、今度はお金をいただくわけですが、これで滞納がどれくらいあるのか、それから何ぼか数字が出てましてね、滞納のあれの、一般会計では大体滞納分については15%ぐらいの金をいただく予算を上げているということでしたけれども、滞納が野田川分、加悦分わかればなおあれですが、幾らあって、その15%で収受する計算になっておるのかどうか、お尋ねいたします。

議長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) お答えをしたいと思います。

旧町別で滞納額というのを示しております。滞納繰越分ということで、加悦の場合が593万8,831円、野田川町が231万3,350円ということになっております。

予算に上がっておりますのは7.2%、この数字の滞納繰越分の計算でしまして7.2%を滞納繰越分の収納ということで調定を上げております。

この数字は、今申しました額が確定しなかったもので、ちょっと低い数字になっておまして、今後ことし18年度にかけまして、滞納の整理を、旧野田川町と同じように加悦町もやっていきたい、やっていかなければならないし、そういうように条例もなっておりますので、給水停止も見据えた形でやりますので、収納はもっともっと上がると思うんですが、予算的に上げておるのがそういうパーセントになっております。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) その72%という数字の意味が、私ちょっとわかりかねますので、置きますけれども、今聞かせていただきますと、課長はこれから野田川町の方法にあわすということでしたけ

れども、確かに加悦の場合はね、余りにも多くて、野田川の場合は、まあまあ努力をしているという結果が出ているわけですが、それにしても、野田川の分にしても、やはりまだこういう時期的な面もあると思いますけれども、多いわけですね。だから、その辺のところはできるだけ厳しいかもわかりませんが、収納率のアップというのも大変大切だろうというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

先ほど言いました有収率、それから収納率ということに努力していただきますようお願いをしまして、私の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかにありますか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは質問をさせていただきたいと思っています。かなり論議もされたんで、何人の方からか、ちょっと私も住民の皆さんからの問い合わせなんかもありますので、改めて、初めてですので、質問をさせていただきたいというふうに思っています。

ご存じのように、与謝野町の面積のうちですね、加悦町はほぼ6割と、野田川が3割、岩滝が1割という面積比率になっているようです。

そこで、私はあえてそういうことを言うのは、先ほどから効率論ですね、効率が悪いとかいう話も野村議員からも指摘もあったし、上山議員からも逆に効率だという話もありましたので、そういうことがあるということをやんと抑えたことで、この水道問題については取り組む必要があるんじゃないかという点が1点です。効率、効率ではなかなか山間僻地を抱えた旧加悦町にとっては、大変なんだという点ですね。

それからもう1点は、先日の産業建設委員会の中での現場視察の中でも、岩滝の委員さんからも、加悦は広くて大変だなということと、たくさんの水源施設があって維持管理も大変だということがありました。いろいろとあとありましたが、率直に言って、そういう費用負担がですね、維持する上での費用負担が大変なんだということは、それを裏づけているというふうに思っています。これを前提に、4点にわたって質問したいと思っています。

一つは、大上段から構えるようですが、水道法によりますと、私の理解ですが、記憶ですから正確なことはありませんけれども、安全で安い水をですね、安定的に供給するということが大前提だというふうなうたっていると思っているんですが、その認識で間違いありませんか。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 水道法の第1条第2条に責務とか目的がありまして、伊藤議員がおっしゃるとおりであります。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そういうことを踏まえてですね、あと3点伺います。

1つは、水道使用料の問題です。旧加悦の皆さんからですね、何人かからお聞きしているのは、なぜ加悦が高くて岩滝の料金が安いのかという疑問であります。まずこの点を、そういう差があること自身にね、違和感を持っている方がかなりいます。経過について簡単に説明をお願いできますか。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 簡単に申しますと、簡易水道会計と上水道会計が違いまして、それぞれの計算に

よって算出をしましたので、今のところは今後5年間ぐらいいは、合併協議会でも申しましたが、その水道料で賄っていけるという判断をしておりますので、今はそういう違いが出てきておりません。

また、上水道会計につきましても、今後整備をやっていけば、今度は逆に上水道の単価が上がってくるかもわかりません。やっぱり会計、会計ごとに精算しますので、そういう形で料金が同じ料金になればいいんですけども、今度は逆転して上水道が高くなる場合があるかもわかりません。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、どっちともとれるような、5年間ぐらいいはという言い方もされて、あれですが、私は基本的に料金はもう統一すべきだと、今すぐでなくてもね、今言った会計上の経過もあって、今料金が違うことで始まったわけですが、私はできるだけ早い段階でいろんな需要もあると思うんですが、基本的に、町民は同一の水道料で対応するということが、私はこの間言っている、同じ町の住民としての融合という点からみても、あるべき姿ではないかというふうに考えておきまして、ぜひその点は答弁を求めたいんですが、どういう方向で、この考え方についてですね、料金の統一という問題についてどういうふうにお考えになっているかという点をお伺いしておきたいというふうに思っているんですが、これは課長でもいいし、課長が決裁難しければ町長でも結構です。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） なかなか難しいと思います。上水道の企業会計につきましては、ご存じのように誤記で減価償却なんかの計算に入れてやっておりまして、実際の計算上と、それから料金をあわせるならば、どこら辺がどういうふうになってくるかというのは、一度精査しまして、また別の機会にお答えしたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 僕は、いつごろに統合できるかということではなくて、質問の結論は、統一した方がいいんじゃないかという意味です。同一町民なんですから。

確かにほかの自治体でも、今言うてる会計上のことで、そういうことを抱えながら料金が違うという町もあります。私はこんな町ですからと言ったらおかしいですけどね、小さい町ですし、やっぱりそこはそういう特殊な格差を置くのでなくて、制度上の制約を乗り越えて、料金は統一にすべきだと。それに向かうべきだと考えています。住民が同じ料金の水道料で生活するということが、非常に大事なことで。毎日、毎日のことですから。いうふうに思うので、その考え方をお伺いしたい。町長、お世話になれますか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 理想としては、そういうことになればいいわけですが、合併協議の中でもこの件についてはけんけんがくがくと論議したいきさつがございます。その水道会計そのものの成り立ちが違う中で、同一にするということは非常に難しいというふうに私は感じております。それを乗り越えてということになるのかどうか、今の段階ではお答えすることができません。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 今後続くテーマだと、協議テーマだというふうに思いますが、初めからならな
いではなくて、私は理想から言えば、それが望ましいという町長の答弁をいただいたんで、一歩前
進だというふうに私は評価してまして、将来的にね、大いにそういう接近は、理想への接近は、
努力していただきたいというふうに思っています。

三つ目の質問に入ります。一般会計からの繰入金の問題でお伺いします。

一つはですね、交付税の措置にかかわってですね、改修事業なんかをやって交付税措置をされ
るという分と、それから平たく言えば、水道施設があることに対する交付税措置があるのではな
いかというふうに思っています。

このわけた内容をですね、お世話になればと。今言っておる二つの、わからなかったら1本
でもいいけれども、よろしく。

議 長(糸井満雄) 企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 簡易水道の地方交付税の措置でございますけれども、伊藤議員さん今おっし
ゃいますとおりに、事業によるものとそれから日常の維持管理という二通りにわかれます。

事業をやりました場合に、地方債を起こすとかでございますが、その元利償還金の25%、こ
れが交付税で措置されます。それから、給水人口による密度補正といいますが、それによって措
置される分と、その二通りでございます。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 幾らになりますか。

議 長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 計算上、先ほどから申しておりますように、資料の9ページに載っておりますよ
うに、計算上でいきますと1億4,241万7,000円が算入額。計算上の算入額となります。
実際には、今年度は繰入金は4,831万7,000円であります。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) どうも僕は勉強が足りませんすみません。私が聞いているのは、一般会計の繰
り入れが今企画財政課長でしたかね、では認めてもらったように、事業にかかわる交付税措置分
と、それから施設等の管理にかかわる措置分と、これは二つあると。この金額はどういう、地
方交付税の分のうちね、この二つはどういうわけられ方をするかということが知りたい。わか
らなければ1本でもいいということ言ったんです。1本が1億4,000万円、こういうこと
やね。

わかりました、次いきます。

この交付税措置について、上水道会計分としては地方交付税措置はないんですか。

議 長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) ございません。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) わかりました。この問題は新しいあれがありますが、次にいきます。

最後に、時間もあれですから最後にですね、アスベスト管の問題についてお伺いしていきたい
と思っています。

ご存じのように、国がですね、夢の建材だと言って30年代でしたか、建材から初め、いろん

なものに使ってきたわけですね。それが水道管にもあるということになって、かなり前から水道管の敷設替えはアスベスト管はどんどんなくなってですね、今やもう数%に残っているぐらいだということになってきています。これはかなり旧加悦議会の中でも私自身も取り上げて、進めようということを書いてきたわけですが、その点ですね、現在の、大まかで結構ですから、敷設距離数の何%ぐらいが残っているかという点を、細かい数字は要りませんから、お答えねがえたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 旧町別で申し上げますと、旧加悦町につきましては、大体230メートルほど残っていると思っております。それで、率につきましては99.97%とか、そのぐらいの数字で改良をしてきております。

旧野田川につきましても、若干加悦町よりは多く残っておると思っておりますけれども、加悦、野田川につきましても、両町とも99.95%ぐらい、そのぐらいの数字だと記憶しております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の話は岩滝はなかったように思うんですけど、どうも。
終わります。

議 長（糸井満雄） ほかにありますか。
勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは大分もう出ましたので、2点だけ質問をしたいと思っています。

一つは、今この健康志向の中で、この水というものが非常に重要だということで、それぞれの家庭をお伺いしましてもですね、多くの家庭で水道の蛇口のところに浄水器をつけられたりですね、いろんなそうしたもので、何とかいい水を取りたいと、こういうことになっているわけですが、当然こういうふうに安定的な供給ということを常に心がけていただいているところですけども、おいしい水ということについてですね、現在ではどういうふうな水道課としては考えで。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） おいしい水という考えより先に、やっぱり水道水を供給するというので、水質基準を守ることが大前提でありまして、あとはろ過をいかにするかということに気がつけております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 水質基準を守るというのは、これは当然のことで、しかしながら各町から議員さんがみえとってですね、どうもちょっとといういろんな意見もあります。

したがって、当然そのろ過をどうするかということが大きなことになるんかもわかりませんが、その辺ですね、やはり努力をいただかんなんのではないかなと、こういうふうに思っております。どうしても何軒か回りましても、やっぱり私のところの与謝の場合は、統合事業でやっていただきまして、非常に従前よりもですね、おいしい水になったし、水質もよくなったということではあるんですが、そういった要望があるということをお知らせしておきます。

それから、先ほどからも出ておりましたが、水道使用料の滞納分の考え方です。これについて、それぞれこれまではグループであたるとか、そういった考えをお聞かせいただいたことがありますが、現実には今ですね、合併すぐですから、なかなか機能しないと思うんですが、この滞納分の

収納について、効果的な方法としてはどういうふうに対処すると、課長の方ではどういうふうを考えていますか。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 旧町で言いましたら、加悦の場合につきましては、やはり給水停止をするなど、まず考えは、しなくて収納をすると、水道利用者に理解を求めるといことで給水停止をしない方法でやってまいりました。

合併になりますと、やはり条例でもうたっておりますように、給水停止をするという条例になっておりまして、旧野田川町さんが従来からとっておられる方法で、やはり誓約書をお願いしまして、それによりまして滞納分につきましては、現年分プラス少しでもいただいたら、滞納額が減っていきますので、そういう形で旧野田川町さんの方式にのっとってやっていきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） この滞納分につきましては、これは加悦町もこの住宅料を見ておりましたらね、やっぱりいかにですね、そのことをそれぞれの担当がきちとやっぱり対処をしない、することの重要性というのがはっきりわかるわけです、今その給水停止はなかなか難しいと思いますが、やはりその出向いていただくと、どういう格好でなくとも、このことが非常に重要だと思えますし、またそれぞれ連絡をですね、常にとりあいながら、回収の努力をいただくということが大切だろうと思っております。

格段のですね、努力をお願いして終わります。

議 長（糸井満雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第66号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第66号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。

50分まで休憩します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時50分）

議 長（糸井満雄） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第2 議案第67号 平成18年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算についてを

議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

赤松議員。

10番(赤松孝一) 平成18年度宅地造成事業特別会計について、質問いたします。

まず、現在23区画保有をされていますが、どのような場所でどのようなものがあるのか、まずご答弁をいただきたいと思います。

議長(糸井満雄) 建設課長。

建設課長(坂本典男) 地域は旧加悦町にかかる分でございますが、明石、日吉が丘団地が予算書では15戸ですが、新町になりましてから1カ所売れましたので、14カ所になります。予算書では15カ所計上いたしております。

それから加悦、福井、小井根団地が4カ所でございます。またこれも、新町になりましてから今2カ所は商談の話がございます。

それから、算所のところでございます算所団地、これが1カ所でございます。同じく算所の寺田団地で1カ所でございます。それから滝の岡田団地で2カ所あります。

以上です。

議長(糸井満雄) 赤松議員。

10番(赤松孝一) この今のいわゆる売れ残りの箇所は、何年に造成されまして、また幾らぐらいで販売価格をおさえておられたのか、お尋ねいたします。

あわせて、全部売れますと幾らになるのかもお願いいたします。

議長(糸井満雄) 建設課長。

建設課長(坂本典男) 造成年度はちょっと今把握しておりませんので。

価格でございますが、明石の日吉が丘団地が平米2万7,550円、箇所によっては若干違いますが、前後でございます。

それから、加悦の福井小井根団地が、これもちょっと平均的なところで2万5,270円、平米当たりです。それから算所の算所団地が平米当たり2万9,000円でございます。算所の寺田団地が平米当たり3万3,450円でございます。それから滝の岡田団地が1万5,400円でございます。

一応販売予定価格からいきますと、1億6,780万1,975円であります。販売予定価格です。

議長(糸井満雄) 赤松議員。

10番(赤松孝一) それでは再度お尋ねいたしますが、この造成年月がわからないということですが、いずれもそこその月日を経ていると思うんですが、これを見切って売るといようなことはお考えではないでしょうか。

議長(糸井満雄) 建設課長。

建設課長(坂本典男) こういった部分につきましては、旧町から引き継ぎまして、新町になりましても十分こういったことは理事者また議員の皆さま方とも協議しながら考えていかなん部分かなというふうに思っております。そういったこともあろうかなと。ただ、そういった問題になると、

先にお買われた方との兼ね合いをどう考えるんだとか、いろんな問題がありますので、今後検討していくべきことだと思っております。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第67号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第67号 平成18年度与謝野町宅地造成事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第68号 平成18年度与謝野町下水道特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

今田議員。

17番（今田博文） それでは下水道会計について質問させていただきたいというふうに思います。

予算書の資料につけていただいております、今年度ですね、18年度の下水道の施工箇所、それぞれ旧町単位で出していただいておりますわけですが、この工事が推進するといいますが、完了いたしますと、別にいただいております平成17年度普及率の一覧表をいただいておりますわけですが、これがどういうふうになるのでしょうか。数字を具体的に教えてください。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまご質問の、平成18年度の工事施工後の普及率のご質問と思いますが、面積的に申し上げますと、全体的には面積普及率としましては70.5%になる予定でございます。

これもトータルで申しわけございませんが、個々にはまだちょっと数字は出しておりませんが、トータルでよろしいでしょうか。

17番（今田博文） 旧町単位では出ませんか。

下水道課長（小西忠一） ちょっと申しわけないですが、お時間がいただきたいと思いますが。

トータルでは、大体17年度末が77.3%になっておりますが、これが大体79.6%になる見込みでございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 今ご答弁いただいたのが、人口推進率、進捗率ですね。全世帯に対する進捗率、これを教えてください。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 先ほど申し上げましたのは、人口の部分の普及率でございますが、大変申しわけございませんが、世帯についてはちょっと集計しておりませんので、のちほどまたご答弁させていただきますと思います。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） この資料を見せていただきますと、旧岩滝が全世帯に対する進捗率が既にもう95.5%と、かなり進捗をしておるわけですが、ことしの事業でかなり推進されるんではないかなというふうに推察をしておるわけですが、わからないということなんです、これ延長は旧町単位でわかりますか。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 延長のお尋ねでございますが、それぞれの面積で、ヘクタールでお答えさせていただきますと思います。

旧加悦町が約9.5ヘクタールの整備予定でございます。それから旧岩滝町が12.1ヘクタール、旧野田川町が13.7ヘクタールの予定でございます。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） 先ほど申し上げたんですが、岩滝は95.5%ということなんです、大体、課長の頭の中で、18年度のこの事業が完了すれば、旧岩滝というのはほぼ完了するという見込みなんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、ご質問のとおりほぼ終了する予定であると、来年度、19年度まで、現在男山地区が残っておりますが、大体そこが19年度で終われば、ほぼ終了すると。一部少し残っておりますが、そのような形になります。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

1 7 番（今田博文） それから、分担金の関係でお伺いをおきたいわけですが、旧加悦町におきましては、建物が建ってなければ、建つまで猶予、建つまで待ちましょうと、こういう形で今までずっと歩んできたわけですが、ところが合併協議会で宅地と認定された部分については、すべて分担金をいただくんだというふうな調整がなされたというふうに思っておるわけですが、その部分は今回の予算には反映されているのでしょうか。そして反映されているのであれば、その額というのはどれぐらいになりますか。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、受益者負担金、分担金でございますが、これが旧町の時代にそれぞれ猶予基準がばらばらでございました。この辺を統一化、一番きついというんです、猶予の厳しいところにあわせるという中で、先ほどご質問のございました宅地は、猶予を取り消しをさせていただいて、徴収をさせていただくという方針で合併協議で決まったわけでございます。

そこで、この部分でございますが、予算の関係で申しますと、まずその過去の取り消しの部分につきましては、2年間の猶予、準備周知期間ということで、平成20年度から猶予を解除して徴収させていただく予定になっております。

それで、今年度に新しく供用開始になった方で宅地という部分につきましては、ちょっと申しわけございませんが、ほかの部分と一緒にしておりますので、その部分の数字はちょっとはじき出せません。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 新しい制度になりました、猶予を解除ということになった分については、平成20年度から徴収をするということなんですが、これはどうなんでしょうね、下水道法によりますと分担金というのは公共枩が来てから3年間で分担金を納めたらいいと、こういうことになっておるわけですが、この猶予の解除の分については、どういう徴収方法になるのかということが1点と、それから、農集排、次の会計になるんですが、農業集落排水も加悦町の分は公共下水と同じように分担金をとってと。ご承知のように農集排の制度というのは、事業費の7%ですか、それを地元負担をしなければならないということがあったわけですが、それでは公平性に欠けるというふうな部分もありまして、旧加悦町では公共下水と同じように面積によって分担金を徴収してということがあったわけですが、そうなりますと、農集排の関係でもそういう形が出てくるんかなというふうに思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 徴収猶予の解除の部分でございますが、一応徴収方法につきましては、今と同じ形で、3年にわけて30回の1年が30回、30回の分割でいけるという形になります。

それから農集の関係でございますが、農集につきましても、この下水と同じような考え方でもってお願いをしていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） これは新しく猶予を解除すると、受益者から分担金をいただくということになりました。このことについては、前の旧町の議会でも私も申し上げたわけですが、十分な説明がいるんじゃないかというふうに思うんですね。やはり、そのところを十分受益者の皆さんに理解をしていただくということから始めなければならないんじゃないかなというふうに思っておりますので、その点についても十分住民の皆さんに説明をするということで、徴収を始めていただきたいというふうに思っております。

それから次ですが、旧加悦町の場合は、全町水洗化計画ということで、公共下水とそれから農集排、それから合併浄化槽ですね。この3つで全町を水洗化しようという計画で進んでおったわけですが、その最終年限というのが平成37年、平成37年になったら旧加悦町は全部水洗化ができるんだということでスタートをして、ずっとスタートをしてきました。

しかし、一番最初に水洗化になった算所地区というのは、恐らく平成7年、8年、もっと早いかもわかりませんね、6年ぐらいか、そのあたりだというふうに思うんですね。そうしますと、平成36年、7年といえますと、30年間のサービス格差があるんですね。私はこのサービス格差をできるだけ縮めてくれというふうなことを申し上げ、またその分担金についても、平米400円ということですが、それを下げたらどうだというふうな提案もここで申し上げたことがあるんですが、旧加悦町の町長は、一度そういう話もあったけれども、それはできないというふうなことで、聞き入れてもらえなかったわけですが、何とかこの30年間のサービス格差を私は

できるだけ埋める努力が要るんだろうというふうに思うんですね。

それともう一つは、いわゆる年次計画というのをもう少し細かくといいますか、綿密に立てていただいて、この地域は大体このぐらいになったら水洗化ができますよというぐらいのことは、当然やはり計画の中に入れていただかんと、予定が立たないと、改修をしたいと、そして若い夫婦がおるだけけれども、トイレを水洗化にしたいけど、予定も何も全くわからないと。平成36年、7年まで待てと言われたってどうにもならないというふうなことがあるんですが、もう少しエリアを細かくして、大体これぐらいのときには来ますよというふうな予定というのが立たないものでしょうか。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 整備計画の年次別予定ということでございますが、ある程度、私ども野田川町でしたが、大まかな計画は図示して計画をいたしておりました。旧加悦町のはちょっとわかりませんが、なかなか1年ごとの計画になると非常に難しいと思いますので、ある程度の2、3年スパンとかぐらいの形での計画みたいなものは、今後ちょっと課内で検討しまして、つくっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 今田議員。

17番（今田博文） 課長つくれるというご答弁ですので、ぜひそれを出していただくと。そしてその予定に沿って自宅の改修なり、水洗化も考えていただくということが最も望ましいというふうに思いますので、ぜひ出していただきたいというふうに思っております。

それからもう1点ですが、それに絡みまして、水洗化がどんどん進んでいくと、もちろんくみ取り、し尿の関係がどんどん減っていくと。そうすると、町長のお話では費用対効果もあるということで、当然し尿処理料を上げるんだというふうなご答弁があったというふうに思うんですが、私はそれはおかしいと思うんですね。それは全部水洗化といいますか、公共枵がすべてできてから、それはつなげん方は、それは仕方がないですよ。し尿をとられて、それなりに料金が上がるというのは仕方がないですが、まだ公共枵も来てないのに、それしかないんです。し尿をとってもら以外に方法がないのに、ほかが水洗化になるからそれが上がるというのは、私はおかしいというふうに思うんですが、本当に町長、そうされようと思っておられるんですか。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 合併します前からも、ほとんどし尿処理の手数料というのは、ほとんど上がってないわけです。そうした中で、今後については、やはりつなげない方、それはよくわかるんですけども、下水道との絡みの中で、全く下水と同じようなということにはならないにしても、やはりあそこの施設を維持管理していきますには、今だけの当然手数料では、もう本来は回っていけない、ぎりぎりのところまで来ているというふうに思いますので、その上げ率はどうかは今後いろいろ考える必要があるかと思っておりますけれども、やはりそうした施設を維持管理していくためには、今度は与謝野町の一つの会計の中に入りましたので、それらも含めてやはり適正な金額というのは、今後考えていく必要があると思っておりますし、それらについてもできるだけ上げないような方向には、それは考えなければならないというふうに思いますけれども、もう少し内部でどの程度抑えられるか、またどういったところまで上げなければならないかということにつ

いては、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 今田議員。

- 1 7 番（今田博文） 当然、維持管理というの必要なわけですが、その下水道に絡んで上げるというのは、私は間違いだというふうに思いますので、そのこのところはもう一度二度、ゆっくりお考えをいただきたいというふうに思います。

以上です。終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに。

勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 下水道に絡みまして、2点お考えをお聞きをしておきたいと思っております。

今、今田議員さんから旧加悦町の計画では、平成37年で全部ということで、私どものところもちょうど平成37年のところにありますね、一体これいつになるのかなという話なんですけど、ここに来ましてですね、非常に高齢化の進捗が早いということで、この下水道のエリア、どんどん拡大をされていったわけですが、下水道から何とか外されんかなと、こういう声が高齢者の世帯から出てきております。

と申しますのはですね、とっても負担に耐えれないと言うんですね、若い者がいないから。それで、町が上げていただいても、とっても10軒に1軒とか、20軒に1軒とかですね、そういう具合に結局なると違うかと、そういう不安が高齢者の中でありましてね、この見直しについての必要性というのが出てきていると思っております、その辺は課長、比較簡単にいくことなんでしょうか、どうでしょうか。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 下水道の計画の見直しということでございますが、今まで国の方に計画を上げて、そういった部分をクリアしてきております。

そういった部分で、勝手にはできないということでございまして、国の方のまたそういった見直しの時期が必要だということでございまして、今現在、ちょっとその全体計画のまた見直しなりという部分の予定がございませんが、今後どうなるかわかりませんので、その辺もひとつもしそういった機会があればでございますが、ちょっと頭の中には入れておきたいと思えます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 議員の立場から申しますと、それはやっぱり町にお願いしてですね、一日も早く、こういう話になるわけで、岩屋小学校もなかなか展望が持てないということの中で、合併浄化槽に踏み切られたという経過があるわけですが、どうも自己負担との絡みで考えますと、非常に難しいんじゃないかな、これから20年先ということでね、ひとつそういう点につきましても、お願いをするべきときがきましたら、またご相談に乗っていただきたいと、このように思っています。

それからもう1点はですね、いわゆる合併浄化槽を設置した家庭とですね、下水道の家庭と、いわゆる財政の投入金額が、町が出している金が違うわけですね。したがって、その合併浄化槽の方にもですね、若干の支援をすると、何年間かにわたって。そういうお話しなり検討が旧加悦町のときにされた、こういうふうに思っておりますが、その辺のことは今度の新町の場合ではどういうお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 浄化槽の公共なり農集との整合性でございますが、新町になりまして、きわの浄化槽の設置事業ですね、これにつきましては、旧加悦町さんの部分を取り入れさせていただきました、いわゆる考え方といたしましては、公共下水、それから農集と同じような形の個人負担というんですか、補助を出していこうということで、もう少し詳しくご説明申し上げますと、浄化槽の設置費につきましては、工事費からいわゆる公共、農集の受益者負担金、分担金相当額を控除した部分を国の制度の補助部分と、さらに上乘せの部分、町独自の上乗せの部分で補助させてもらうということで、これによって公共、農集との整合性はとれるのではないかなというふうに考えております。

現在のところは、そのことございまして、あと維持管理の部分等はございますが、現在は今の点で整合性をとっておるということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） これはなかなか難しい問題で、それぞれの中で大変な努力をいただいていると思うんですが、具体的にはこれはいつごろスタートにですね、この事業と申しますか、これ自体のですね、いつごろから実際にその合併浄化槽の家庭にですね、出していくと申しますか、事業化をしてですね、給付していくと、そういう格好になるんですか。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまの浄化槽の設置の補助でございますが、本年度の予算に、一般会計の中で入っております。

議長（糸井満雄） ほかにありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 下水道課長に質問します。先ほど勢旗議員が、計画地域の見直しの質問をされて、できるような答弁だったと思うんですが、これについて再度確認で質問させてもらうんですが、当初の計画から見直しして、計画地域が広がっていくわけですよね。その一遍計画地域の中に入れて国に出したものが、次の見直しのときに、これ外せるということですか、先ほどの答弁は。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 今後のことでございますので、ちょっと不確定的な部分がございますが、国の方も費用対効果の部分をおっしゃいます。それで、計画の中でどうしても、言うたら費用対効果の部分で必要がないという町なり、府の部分の考えがまとまれば、そういった部分が今後出てくる可能性は、今のところはわかりませんが、あるかもわからないというところでの答弁でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 当町の下水道事業もですね、大変な規模、金額の借入れで運営されていると。全国的に、今言われたように、いわゆる過疎の地域でこういう公共下水にすると、費用対効果が非常に悪くなるということで、集落排水なり合併浄化槽なり、集合なり、変更してね、する方が安上がりだということで、そういう方向にどんどん変更している地域はあるわけですね。

ただ、それが、一遍計画区域に入れると、そういう柔軟性ができないというところがネックかなと思っていましたが、これ大事なことなんですね。正確にお答えいただきたいんですが、現状

ではできないけれども、今後見込みがあるのではないかという答弁だったのか、現状でもできる見込みがあるのか、もう一度正確にお願いします。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 現状ではできないという見込みでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） わかりました。当町でもそういう点では、見直してですね、そういう費用対効果を上げるということが大事な時期に来ているという、そういう視点が必要な時期に来ているのではないかなというふうに思ってますので、先ほどの答弁で、これは全国的な課題になっていてね、今後そういう国の方で制度改正がされる可能性があるという答弁でしたので、これはぜひ当町でもそういうふうに変えていくべきだという意見をね、上げていっていただきたいなというふうに思いますが、この点についてお考えを再度お聞きして質問を終わります。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、そうした事態が起きてきました場合には、その辺はきちっと整理をして、見直すところは見直していきたいなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） ほかに。

赤松議員。

- 1 0 番（赤松孝一） 私、1点のみ質問をしたいと思っております。

まず、担当課長にお尋ねしますが、平成18年度の接続見込みはどの程度見込んでおられますのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 戸数的な予算での計上での、戸数が何軒という形での見込みは立てておらず、流量的な部分で、流量ですね、汚水量の延び等がある程度見込んで予算組み立てを使用料の関係でいたしておりますので、何戸という形での見込みは立てておりません。

- 1 0 番（赤松孝一） 今の流量がわかったら、大体1戸あたりの平均流量わかるんでしょう。割ったらいいん違う。

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時30分）

（再開 午前11時31分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

下水道課長

下水道課長（小西忠一） 失礼いたしました。全体で367軒ほどの見込みを立てております。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

- 1 0 番（赤松孝一） 流量から逆算していただきまして、367軒というふうなことを聞いたわけですが、この予算書の中にですね、報償費という、これは387ページにありまして、水洗化奨励金という予算どりがしてあるわけなんです、これが306万円と、1戸3万円の102戸分というふうに説明は聞いているんですが、となりますとですね、予算では102戸分しか見てないけれども、予定は367軒接続をされる予定だというふうなことで、非常につつまがあわないわけで、これは補正をすれば済むとはいうものですね、非常に見通しとしてつつまがあわない

と。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまの奨励金との予算との整合性でございますが、一応その水洗化奨励金はですね、一応全部が対象になるわけではございません。いわゆる制度融資がございますね、水洗化の融資を受けられた方は、この対象にはなりませんし、新築の方も対象にはなりません。

ここで言います先ほど387が306万円で102戸と、次のページに特定環境保全の関係の480万円の160戸と。予算で接続戸数と一緒にするというものではございません。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） すみません、公共下水道と特定環境と2つありましたね。ということはですね、208戸分はこの公共下水に102戸分、特定環境の方で106戸分、合計208戸分は予算が見られると。すみません、160戸と262戸分が見てあるのですね、これ。そしてあとの融資を受けた方とか、新築の方には出ないと、こういうことですね。そう言われましたね。

私はね、きょうまでこんな制度は野田川町はなかったわけです。水洗化をしたらですね、3万円もいただける、なかったですね、きょうまで。私はこれはですね、ちょっと行政サービスもちょっとええ加減にしてほしいなど。先ほどの平成37年の方から見ればですよ、早くいい目をして3万円もらえてですね、これ例えばことしは260戸分しか見てられませんけれども、今現実に平成17年度末でですね、接続可能であっても接続していないお家が2,800ほどあるわけですね、ざっと。私はこれはですね、じゃあ新築の家はなぜもらえないのかと。矛盾を言えばですよ。一生懸命、例えば加悦町の加悦日吉が丘団地ですか、仮にあそこへもう既に下水道ついている、例えば町の分譲宅地を買って、新築をしたら出ないと。この土地をわざわざ選んで、よそから来ていただいて、ただ出ないと。片方の古くから住んでいたら出ると。これはちょっと矛盾した制度でですね、もっと言えば3万円の奨励金なんてなんで出すんですか。これは恐らく、岩滝町であった制度だと思っんです、これ私は、推測で。加悦町は住宅保障で出る制度がありましたね。これはよろしいでしょう。よく伊藤さんが力説されるやつですね、例のこれはわかりますよ。こんなですね、何も無いのにですよ、3万円保障しましょうなんてね、こんな行政サービスもですよ、お金がない、お金がないと言ってながらですよ、3万円、とんでもない私は、私自身はそうやと思っんですよ。

確かに、旧岩滝町さんの接続した、確かにいいです。3万円が功を奏する、いいですけども、私は自分の家を水洗化するのにですよ、3万円払いましょうなんてですよ、どこかで一時のどっかのこういう自治体がありましたが、何でもかんでも払いましょうという、私は今こんなことをする時代ではないと思っています。ましてや、なぜ、融資を受けた方には意味はわかるんですけど、新築の方には出さないなら、新築の方は一生懸命新しいお家を建てて頑張ろうと、こんな方に保障しないんですか。

ちょっとこの制度、私ははっきりと言って、行政サービスの過ぎたものだというふうに思っています。ましてやですよ、私は1年間の接続見込みは367軒では、これは商売にならないんじゃないんですか、はっきり言えば。もっともっと高めないと。少なくとも今現在でも、既に2,800軒の方がですね、接続できるのにしないわけですよ。そういったことを思うと、もっともっと普及率を高めるためのですね、そういったことにお金を使うのならわかりますよ。チ

ラシを出すとか、啓蒙運動をするとか、こんなですよ、今からする人に3万円出しましょう、2,800戸の方が黙って何もしない方にこそですね、早く接続して下さいと、こういうことに経費が要るのはわかりますよ。これはちょっと私は、行き過ぎだと思うんですが、どうしてもされるなら知りませんが、私はできれば、こんなことに合計何ぼですか、300万円の400万円の、約800万円近く予算を使われると。私はこれは考え直していただきたいなと、このような予算は私は到底認められませんという私の意見を述べておきます。

以上です。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 先ほどの赤松議員さんのご質問の中で、私ちょっと説明不足の部分がございます、該当する中の部分でございますが、一応この水洗化の奨励金につきましては、3年以内の限定がございます。供用開始から3年以内に改造ですね、水洗便所を伴う改造で融資を受けられない方が該当すると。新築と3年を経過した方につきましては、

以上でございます。

議長（糸井満雄） ほかにありますか。

井田議員。

9番（井田義之） 今の奨励金の件ですけれども、実はこれ、回覧板に早いこと回って、途中で修正まで入った件ですね。これについても、私は聞かれました。井田君、こんなことを議会で決めたんかということ聞かれました。いや、議会はもうありませんので決めてませんと。それで、私は議会の当初に専決処分のできることを、できないこと、どこでどういうようにけじめがあるんですかということ聞きました。いわゆる合併協議会の中でやられて、それが決まったんかなという理解しかしていないんですけれども、だからこの予算には入っておりますけれども、予算以前の問題なのか、この予算審議の中で中止ということができない問題なのか、これについての答弁をまずお願いいたします。

議長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午前11時42分）

議長（糸井満雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、この奨励金につきましては、合併協議で決まったものでございまして、専決で上げさせていただいております、暫定予算でも既に出させていただいている部分がございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 行政としては、恐らく筋道を立てて法定協議会で決まってそこで出たから、暫定予算の中でされたということなんでしょうけれども、私が前から言うてます疑問に思っておりますのは、専決、それから職務代理者の方がやられること、こういうことまですべてが議会も何もかけずにできるのかなという点については、いまだに疑問を持っております。そして回覧板でどんどんと回って、回覧板にミスがあって修正をされるというような中で、この件については私は本当に不信感を持ちながらきたということをお申し上げて、この件についてはもう既に暫定予算を

認めておるわけですから、もうそれで置きます。

次に、この間一般会計との関係で、きのうですか、言いました。公共下水とここでは特定環境保全事業ということになっておりますけれども、下水ということになっておりますけれども、いまだに私わからないのは、一般会計ではいわゆる都市計画の中で予算は1本でぼーんと特別会計に回る。特別会計の方では、やはり公共下水と特環事業と、特環下水とをわけてしなければならない。私は一般会計の中で、普通の土木費の中からこっち側に回ってきて、そして都市計画からも回ってきて、それでこっち側も2本になるのかなと思っておったんですが、これについてはやっぱりこれで間違いないと、一般会計の方は1本でいいんだと、それも都市計画から出していいんだということなのかどうか、再度ちょっと念を押しておきます。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、当初予算の説明にもちょっと冒頭ご説明を申し上げておったと思うんですが、この下水道会計の分野では、公共と特環とを分類をさせていただきたいということで、これは決算統計等の関係で事務処理手続上のことでございますが、受け入れる方といたしましては、こういったわけ方をさせていただいております。

それで、一般会計の方の支出の部分でございますが、それぞれ旧町で野田川町で言えば土木の部分で都市計画の関係ではなしに出ておりました。それから、それぞれ町のやり方があるようでございまして、旧加悦町では都市計画管理が何かの部分から出ておるようなことのようにお聞きいたしておりまして、そこら辺につきましては、ちょっと私どもの方では何が正しいのかという部分がございません。それぞれの町のやり方があるということで、今回はそういった形で、受け入れる方としましては、一応わけさせていただいておるというものでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） よくわかりませんというのか、やっぱりまだ疑問点は残っておりますけれども、そしたら下水道を今1本で出てきておるわけですがけれども、岩滝町の場合には都市計画の中の公共下水ということでやられてきた。野田川、加悦については、都市計画のない地域ということで、流域下水とか特定環境下水とかいう格好でやってきた。それで今後の取り扱い、いわゆる都市計画の中の下水道と、都市計画外の下水道について、今後の進む方向の中に何か違いがあるのか。それとも、すべて財政的にも計画的にも、岩滝町ではほとんど終わりということですがけれども、そういう計画的な分も含めて、すべて全く一緒の取り扱いになるのか。都市計画とその他の違う取り扱いになる部分はあるのか、財政的な部分も含めて、ちょっと答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 都市計画と区域外との違いでございますが、国庫補助率につきましても同じでございます。もちろん交付税算入もそれぞれありますし、私は違いがないというふうに考えています。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それなら、全然違わずに、与謝野町の下水道特別会計として、今は1本のものだという考え方であればいいんだというふうに理解をさせていただきました。

そこで、先ほども出ておりましたけれども、年度別計画、与謝の方はまた37年までかかると

ということで、きょうの資料の中に、結局その地区別の年度別の計画が出てないのだ。できるだけ早いこと出していただいて、と言うのは、私自身は合併をすることによって、かえって下水道は早くなる可能性があると思いますということを住民の方々に言いました。だけど、先ほどの答弁を聞いておまして、そんな早くなる可能性というのは少ないのかなというふうに思ったんですが、皆さんやっぱり気にしておられますので、何年になったらうちのどこに出てくるのかなと。合併して早くなるのかなという期待も持っておられます。そういういろんなところからやっぱり問い合わせがありますと、私自身もその図面を持ちながら、あんたとは何年ぐらいたないと、くらいという言い方をしますけれども、だからできるだけ早いことそれがほしいのと。そしてできるだけ早いこと完了できるように進めていただきたいなというふうに思いますけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 整備計画でございますが、一応旧加悦町37年ということになっておりますが、私どもの方の考えといたしましては、遅くともということで、もう少し早く切り上げたいというふうには考えておりますが、今後の動きでございますが、国の補助金の関係がございます。今のところは、要望額どおり交付を受けておりますが、今後どういった動きになるかわかりませんので、そこら辺が単費でやるわけにはちょっと財政的にはとても難しいので、その辺の絡みがございますので、何とも言えない部分はございますが、一応それが順調にきた部分での計画なりは立てて、まだ整理はできておりませんが、立てていきたいなというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 早くしてほしいのと、あとは財政的にどうなのかと。下水道については、財政計画が提示されておられません。財政計画も見たいですし、それから早いこと色分けの図面を出していただくように、これもお願いしておきます。

それで今言いかけてしたのは、財政計画ですね、今現在で下水道として110億円の借金があるということですね。それで、37年までかかってどれぐらいの金額になっていくのか、起債が、その財政計画表が出てないんで、与謝野町として一つの町になって、これまで野田川町は何年たったら何ぼになるとか、最終的には何ぼぐらいたという予測はできたんですけども、与謝野町全体として100%水洗化ができたときに、幾らの起債になっておるのか。そしてまた、この起債に合併特例債が使えるのかどうか、この2点お願いいたします。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 財政計画でございますが、まだきちっと整理ができておりません。今後整理しまして、お示しをさせていただきたいなというふうに考えております。

それで、最終的な残高、起債が何ぼという形はまだ数字はつかめておりませんが、早急にちょっと整理をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 合併特例債の関係でお答えをいたします。

合併特例債の対象になりますのは、新町まちづくり計画に掲載をした事業ということでありまして、上水道の整備だとか、下水道の整備だとか、そういったことも載せております。載せておりますが、財政シミュレーション上では、特別会計にこれを使っていくという予定をしていない

ことでございます。いわゆる合併特例債を使わなくても、下水道等につきましては補助率、補助金もあり、起債もあって、下水道は2分の1ですね、補助率はたしか。それからその裏に起債が借りられまして、元利償還金の50%を交付税に算入されるという有利な制度でございますので、あえてここに投入する必要はないんじゃないかと考えておるところでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました。

要は、結局一般会計で136億円ほどの起債。下水道だけで110億円の借金があると。この下水道のウエイトがいかに大きいかということなんで、できるだけそういう有利なものが何とかないかなということ。私は、以前にも町長にも何度もお願いをいたしましたけれども、お願いをしてもこれも町長も国の方にもお願いされて効果が出てきてないんで、私自身もいろいろの席で言わせてもらっても何ら効果が出てきてないんですけれども、先ほどいろいろな水道の件でも出ましたように、やっぱり人口密度が少ないところほど、これは金がかかるわけですね。人口密度の多いところはいいんだけど、だからやっぱり国ももっともこの件については、人口密度の少ないところを優遇してくれるような措置を、私も何回もお願いをしましたけれども、やはりだめだということでありまして、今後もこれはやっていかなければならないかなというふうに思いますので、町長の方もぜひともよろしくお願いをいたします。

そこで、あとちょっと細かいことになりますけれども、空水量が378ページに6,640万円ですか、出ております。この空水量の悪いですけど、旧3町にわけて、内訳がわかりましたらちょっとお願いをいたします。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 大変申しわけございませんが、公共とのということで、旧公共は旧岩滝町さんの分ですね、公共は、特環が旧野田川と加悦のくくりで申しわけございませんが、お願いいたします。

それですね、まず公共でございますが、公共につきましては、差し引き1,278万3,000円の黒字と言いましょか、使用料の方が排水負担金より多いと、金額的に、いうことでございます。それから特環でございますが、特環につきましては、差し引き2,738万9,000円が三角でございます。不足するという。

9 番（井田義之） 私の言うてるのは空水量6,600万円出てるでしょ、予算書に。

下水道課長（小西忠一） 6,664万円がこれが排水負担金でございます。使用料がちょっと今数字は言うておりませんが、使用料を差し引きした数字を先ほど申し上げた数字でございますので。

使用料につきましては、入の方でございますが、2款の使用料及び手数料のところの使用料の公共と特環のそれぞれの集計をいたしました数字が、公共におきましては使用料が7,942万3,000円ですので、金額的な部分ですが、差し引き6,664万円ひいた数字が、先ほど申し上げました1,278万3,000円というものでございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） できるだけ国の方ということで、今度の3日の日は京都府下の下水道の推進協議会がありますし、5日からは福島で全国の下水道の推進協議会がございますので、そうした大会に出てこの町村の現状等を訴えてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 町長にはよろしく願いをいたします。

次に、このあと農業集落というんですか、出てくるわけですが、農業集落排水特別会計。奥滝の地区と、それから19年度からは温江ですか、それでこういうように、この下水道会計に入っていない地区、集落排水、ほかにあるのかどうか。この奥滝と温江以外に。お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 農業集落排水の関係でございますが、来年度に予定をいたしております温江地区で農業集落排水事業は終了という形で、2カ所だけの予定でございます。

あとは、浄化槽対応の形になろうかと思えます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 最後に、また入の部分で、なかなか分担金も滞納繰越分がありますし、使用料もあつたんですかいね。これは合計がその分担金、それから使用料、分担金の場合にはみなわかれとるんで、これわけてもらうと、やっぱりわけたという感じになるね、私にしてみたら。公共下水と特環とは別なんだと、こうして全部わかれてくると。

公共下水と特環とをわけた分は、課長にもいつでもわかると。ところが、旧3町にわけるとわからないというあたりもちょっとややこしいので、やっぱりその辺はもう一緒のものなら一緒のもので、旧3町でわかるような数字を提示して言われると、我々としても理解がしよいということなんですが、それはさて置いて、今の滞納部分がどれだけ残っておるのか、その数字をちょっとお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 受益者負担金、分担金と使用料の関係の滞納でございますが、まずそれぞれいわせていただきますと、旧岩滝町さんの負担金でございますが、これは現年と滞納をあわせた額の繰り越した部分でよろしゅうございますね。17年度の課税の部分。滞納の部分につきましては、岩滝町さんが361万8,270円残っております。

それから野田川町が1,913万円、それから加悦町が53万8,000円。使用料でございますが、使用料は岩滝が204万3,000円ぐらいになります。野田川が13万3,000円、加悦が107万8,000円、今申し上げた数字は、古い滞納の部分の3月末の残った部分でございます。繰り越す場合は、現年のみのも繰り越して滞納額と新たになります、今その数字は申し上げておりません。

9 番（井田義之） その合計何ぼになるんや。1億円ほどになるんか。

下水道課長（小西忠一） なりませんね。

分担金が滞納の部分でいきますと、2,328万7,000円になります。使用料が325万4,000円でございます。

今のを足しますと、分担金と使用料を足しますと、約2,650万円ほどになります。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大変ご苦労さんですけれども、この収納にも、特に現年度分をしっかりとっていただきますことが、滞納の減ることだと思いますけれども、よろしく願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかにありますか。

ではここで、12時過ぎておりますので、昼食休憩に入りたいと思います。

質問者、今伊藤議員1人でございますので、昼食休憩後、伊藤議員の質問のみ受けたいというふうに思います。

それでは1時30分まで昼食休憩に入ります。

（休憩 午後 0時05分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それまでに、冒頭に先ほどの赤松議員の質問に対しての補足説明が下水道課長と町長から求められておりますので、許可いたします。

下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 先ほどの赤松議員さんの新築についての奨励金の関係で、若干説明不足もございましたし、もう一度整理をしてご答弁を申し上げたいというふうに思います。

新築住宅につきましては、今回の制度には交付しないという形に決めさせていただいておりますが、これはなぜかと基準でございますが、一応新築住宅につきましては、建築基準法で、これ第31条にございますが、下水道法第2条第8号に規定する処理区域内、いわゆる下水の供用開始の区域内ですね、においては、便所は水洗便所以外の便所をしてはならないという規定がございます。それで、新築住宅につきましては、これが供用開始区域内ですと必ず水洗便所にしなければならないという定義がございます。

それで、あとそのほかの改造の部分につきましては、いわゆる下水道の供用開始区域になりましたから、義務として3年以内に改造しなければならない、水洗便所にしなければならないという規定がございまして、この部分に対して3年以内の改造がされました場合には、この奨励金をあてていきたいという考え方でございます。

なお、例えばもとあった家を建てかえるという場合には、もともとそこに供用開始してそこで3年以内の義務が発生しますから、建てかえの場合は、改造と同じ、みなしで交付はさせていただけると思いますが、全く更地の中で新しく家を建てられて、それを、これは必然的に下水につなげなければならないということの定めがございますので、これについては交付はさせていただかないという考え方のもとでさせていただいているものでございます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） この下水道のこうした奨励金等も含めまして、いろいろなほかの施策の中でも矛盾を感じるものもございます。今後の一つの検討課題ということで、再度見直しなり、検討を重ねた中で、新たな形になるのか、今のまま行くのか、ちょっとその辺は再度検討がさせていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） それでは質疑を続けたいと思います。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは下水道会計について質問をさせていただきます。

私は一般質問でも若干触れたんで、その点も含めて質問させていただきます。

1点目は、下水の工事の促進に絡んでですね、旧町ではいろんな促進策といいますか、がつくられてきました。今回、そういうことがですね、集落排水への支援などを含めて、同一の町になったんだからということで、対応基準が同一になったというふうに理解しているわけですが、その点は認識はそういうことでいいんでしょうか。答弁願います。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ご質問のとおりでございます、私の方の認識としましては、一緒の考え方でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それはあとでまたちょっと触れますが、2つ目の質問に入りたいと思っています。

2つ目の質問はですね、下水の加入、いわゆる接続加入の世帯の問題なんです。私が聞きたいのは、計画目標ですね、計画の到達目標に対する接続加入の世帯の率は、大ざっぱで結構ですから、岩滝、野田川、それから加悦とこうあるわけですが、その率を大まかで結構ですから教えていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 接続の現在の数字はお手元に資料はおわたししていると思いますが、集計的には、全体で可能世帯に対する接続率は全体で56.4%という、これが実数でございます。

それで、一応目標と申しましょうか、本来ですと供用開始から3年以降につきましては、90%を超えるような数字になっていなければ、なかなか採算的には非常に難しいということでございます。供用開始が1年、2年、3年という、もっと少しずつ上がってくるという形で、低い数字ではございますが、もう3年を過ぎますと、本来ですと90を超えるような数字にならないと維持管理等、採算性としては厳しいということでございます。実績として今現在、全体では56.4%ということで、この数字がもっと上がらなければならないという考えでございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ちょっと踏み込んでですね、先ほどの質問の中にもありましたが、空水量問題でもありましたが、岩滝と野田川と加悦とあって、これがなかなか今言っているように加入がですね、具体的な使用可能な加入状態に入るのが非常に低いわけですね。加悦、野田川は非常に低いというふうに聞いています。その点で、もしわかれば、今言った数字を旧町別にできたら教えていただきたいと思います。

到達目標に対する比率というのは、あったら今言うところ空水量問題が非常に鮮明になるんじゃないかと思っているんです。なければ結構です。今の現時点の到達でも。全戸に対する到達でも。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 一応、流域の浄化センター、排水負担金の水量、これは計画排水量でございますが、この分でいきますと、旧加悦町が計画排水量としましては、年間でございますが、62万立方メートルですね。これに対して実績の排水量が、36万8,838立米でございます。それから岩滝町でございますが、計画排水量が65万2,000立米、実績が54万5,366立米。それから野田川が計画排水量が65万8,000立米、実績といたしまして、37万1,446立米でございます。

それで、これはいわゆる計画排水量でもって現在排水負担金を1立米98円をかけて負担金を

払っておるわけですが、先ほど井田議員さんのご質問の中で、これとの使用料との見合いで岩滝町はプラスに転じておる、それから野田川、加悦についてはマイナスということの差でございます。ただ、今般この排水の負担金でございますが、今の数字は平成24年度までの計画での一定決められた数量で計画排水量は決められています。ただ、近年も大体その流域の処理費、維持管理費等がだんだん黒字に転じかけておまして、ぼちぼち見直しの時期に来ているようでございます。それで先般、京都府からも一度協議をしようという申し出がございますので、私どもとしましては、もう実績の数量でもって、実績の排水量でもって数字を負担金を出していくような形の話になればなというふうに考えております。

これからの協議になると思いますが、もうぼちぼち見直しの時期に来ているということをご報告申し上げておきます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の説明がありましたように、結局いわゆる府の下水道公社に対する負担ですね。これが実質、空水量と言われているように、町が単費で税を持ち出さなあかんということが、先ほどの質問の中でありましたように、野田川、岩滝分で言えば2,700万円強の金額に本年度の場合、新年度予算で言えばなっていると。これは毎年繰り返されることになるんですね。

このことは確認した上でですね、次の質問なんですが、私は次の点は、どのように促進を図っていくかという点で、幾つかちょっと述べたいと思っているんですが、一つは、先ほど赤松議員からも指摘があった、いわゆる3万円の促進策の問題も一つでしょうし、これはいろいろと検討が要るなという話でしたが。

それから、もう一つはですね、先ほど冒頭言いましたように、町の並びといえますかね、町の、例えば加悦なんかであれば、非常に広い面積と高齢化も高い、それから山間地に接しているというような問題もあって、非常に特殊な事情があるんじゃないかというふうに思っております。そういう点からすると、均一した今言うとの対応策に合併でなったわけですが、改めてその点での促進策の角度から、検討が要るんじゃないかというふうに私は思っています。この点で、もし課としての見解がお聞かせ願えれば、いかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご質問でございますが、地域によってそれぞれの事情がございます。確かにおっしゃるようにあると思います。

それで、課としての策でございますが、先ほども言った施策はあるわけですが、今後また新しいそういった促進策というものを、まだ整理はできておりませんし、これから課内でも検討していきたいなという考えでございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今先ほど述べましたように、加悦の場合を限定して言いますが、これはよその場合でもあるわけで、加悦がちょっとわかるので加悦の例で言えば、今言ったように高齢化も非常に進んでいると。これが一つの促進の障害になっている要因だと思うんですね。

それからまた、今言ったように山間地もあるし、所得自身も全体としては非常に低いところにあるわけで、こういう点では、非常に重要な、促進する上で重要なポイントだというふうに考えているわけです。

もう1点は、その特殊な例ということで例を挙げればね、すぐに思い出せませんが、例えば学校であれば、遠距離からの通学する場合だったら、特別な支援をするとかいうことは、子どもたちに例えば登校する際にだってそういう支援策も考えたりするわけで、こういう点ではぜひ、この点は検討を願いたいというふうに思っています。

もう1点は、促進策のもう1点はですね、先ほど空水量問題もありました。2,700万円ほどの金を丸々出しているということですから、簡単に言えば、その丸々公社の方に持ち出さなければならぬような金があるのであれば、それをもっと有効に促進するために、一般質問でもちょっと取り上げましたが、住宅改修助成制度で具体的にね、言うたら促進を図るような助成制度ですね、こういうことを考えるべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか、課長。

議長（糸井満雄） 下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまの住宅改修の関係でございますが、この件につきましては、一般会計でもご質問がございましたように、答弁としましては、町長の方がかわる施策として奨励金等で対応するというような形の答弁をさせていただいておるところでございます。

それで、住宅改修といいますと、下水もちろんこれは関係してまいります、ほかの部分もでございます。下水道サイドだけの判断といいますか、いう部分はちょっとまだ現在のところ私の方では、先ほど申しましたように、町長の答弁がございますので、現在のところはまだ考えておりません。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後の質問にします。

今、住宅改修助成制度そのものが効果がどうかという点で言えば、加悦の場合ですとね、400軒利用されて、災害も含めてです、ほぼ3分の1、3割くらいの方が下水道の促進策で活用されてきたという実績があるわけで、ですから改めてね、そういう点では、限定的に考えてもですね、ことも含めてね、これは大いに考える必要があるんじゃないかという点が一つと、それからもう一つは、加悦の場合は昨年度までやってきたわけで、特に今、足ひっぱりね、空水量問題で言う足ひっぱりになっているのは、加悦なんかもその一つだということを言われているわけで、そういう点では、特殊な事情を抱えている加悦からすれば、促進をする上でもね、それをまた継続の事業として考える場合でも、サービス格差が起こらないというふうに思うんですね。そういう点で、ぜひ前向きにご検討願いたいというふうに思っています。

以上で質問を終わりたいと思います。

議長（糸井満雄） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第68号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第68号 平成18年度与謝野町下水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第69号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第69号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第69号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第70号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、ただちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

野村議員。

1 番(野村生八) 福祉課長に質問します。

まず、後半のサービス事業勘定の方に入ると思いますが、地域包括支援センターの状況について質問します。

現在、どのような人材で、どれだけの事業、いわゆる数ですね、を1年間でこなすこの計画になっているのでしょうか。

議長(糸井満雄) 福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

地域包括支援センターにつきましては、要支援1並びに要支援2のケアプランを作成をしていくということございまして、見込みとしては、年間300名ぐらいあるんじゃないかというように見込んでおります。

現在の状況なんですが、今ケアプランを作成できておるのは、38件というような数字でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） これは当初は委託できるということで、そういう計画をしていた自治体もあったみたいですが、突如国の報酬単価が決まってみると、このケアプラン作成の単価が半額になったということで、それからケアマネ1人当たり8件しかだめだということで、とても事業所に委託してもこれはできないということで、自治体がやらざるを得ないというか、こういう状況があったということでございます。

そういう点で言えば、当与謝野町では、今年間300人ということでございますけれども、これだけのケアプランを作成ができるのかどうか。ほかのところではつくってもらえないということで、探し回っているという状況もあるようでございますが、その辺の18年度見込みについてお聞きします。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほどの質問の中で、構成といいますか、お尋ねがあったんではないかなと思います。

それで、一応3名体制で地域包括支援センターは設置をいたしております。そこで、保健士と社会福祉士とケアマネと、3名体制で行っております。

今議員さんがおっしゃいましたように、介護報酬の見直しがございまして、その中では従来ケアマネが抱えます標準が50件ということでございましたが、それを35件に引き下げるといようなことがございました。また、委託を受ける場合には、その委託を受けた分の半数はここで取り扱ったと、そのケアマネが取り扱ったというようにカウントをするということで、それが8名まで、2分の1ですから、4名までということは、39名までしか対応ができないと。39名を超えますと、今度は減算になるということでございます。したがって、当初我々が考えておりましたのは、地域包括支援センターを設置するにしても、事業所の方からケアマネを派遣していただくということを考えておりました。

ところが、今申し上げましたような報酬の改正がございまして、そうなりますと事業所自体、ケアマネが不足をするというようなことが出てまいりまして、そういった派遣なんかはとても無理だということで、町の職員がもって対応せざるを得ないということで今やっているわけでございます。

ただし、今申し上げましたように、39件まではいけるとということでございますので、事業所によってはそこに少し余裕がある部分については、町の方からお願いをしまして、委託として取り扱っていただきたいということで現在お願いをしております。

一応今、実績として38件ということでございますが、この包括支援センターの職員につきましては、とりあえず相談業務から入っていくということが出てきます。そして、その事業所の紹介もしながら、どういったサービスを受けていただくというケアプランをまとめていくということで、非常に事務量の多い業務ということでございまして、そういった面から考えてみますと、まだ38件ぐらいしか対応ができていないということでございます。

したがって、先ほど200件ぐらいの見込みがあるということでございますので、事業所のそういった受け皿も見ながら、私どもが考えておりますのは、この地域包括支援センターの職員をふやしてもらわなければ、恐らくまえないだろうということを予測しております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 今答弁ありましたように、これは与謝野町だけではなくて、全国で起きている事例ですね、もうケアプランをつくってもらったところを5、6軒まわったと、もうお宅でやってもらわなやってもらえないという事態が生まれていますので、そういう見込みに基づいて打つべきときにはただちに職員をふやすとかの対応をしていただきたいというふうに思います。
- これは町長に答弁いただいております方がいでしょうかね、よろしくお願いします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） できるだけそういう方向で進めたいと思います。しかし、それこそ資格を持った人というのが、なかなか確保できない、ケアマネージャーにしましても、そうした主任的な方をしなければなりませんので、そうした人材の確保以前の人材育成のあたりのところまでも考えていかなければならないのではないかというふうに考えております。できるだけ努力はしていきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） よろしく申し上げます。

なお、委託の場合でもきちっと事業として成り立つようなことが必要な場合には、そういうこともぜひしていただくということもお願いしておきたいと思います。

ケアマネの単価もですね、下がったということで、大変なときに余計そういう人材も確保できないという事情もあると思います。

次に、前段の事業勘定になるわけですが、先ほどありましたように、ケアプランを作成して、養護サービス、事業所等々で組み立てていくわけですが、これについてもですね、地域によってプラン作成しようにも、サービスの提供できる状況にないということがあるというふうに思います。この要介護度1、2の方の予防に組みかえるという、こういうことが突然行われて、そしてケアプランを町でせんなんようになる。根本的な介護保険の制度が突然変わるという中で、こういう形で右往左往するわけですが、当与謝野町では、全国のそういう状況の中で、このサービス提供の基盤整備というのはできているのかいないのか、この点について現状をお聞きします。

議 長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

介護予防のサービスの中に、要支援1、2の方が受けていただくサービスということで、介護予防サービス当初費ということで予算計上いたしておりますが、現在、この与謝野町内にあります事業所、これは社会福祉法人もありますし、それからNPOもありますし、そういったところに、既にこの介護予防にかかわる事業を実施されておいた事業所もあります。特にNPOの丹後福祉応援団なんかは、そうであったというように思っております。

それから、与謝郡福祉会等々につきましても、この介護予防の受け皿として検討をしていただきたいということで、そういった協議はさせていただいております。ただ、なかなかそうは言いますが、今も地域包括支援センターの人材確保の面で話がありましたように、人材の確保がなかなか法人としてもできない部分がありますので、容易にじゃあ受け皿になりましようということになっていないのが現状であります。

そういった中で、町の方で考えておりますのは、保健事業の中で高齢者を対象とした事業を実

施しておりました。それを保健士等々と連携をとりながら、この地域包括支援事業というような中で、取り組んでいきたいというように考えておるところでございます。なかなか受け皿がないという、こういった地域の事情もありますので、そのあたりは保健士の保健事業等とも連携をとって、カバーをしていきたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） こういうサービスをこの地域で実施しようとしても、事業化しようとしてもですね、ヘルパーの単価はどんどん下げられると。今回でも生活援助費に対する単価はですね、1時間以上は何ぼやっても無報酬というふうに改正されたというふうになっていると思います。前のときの答弁で国は施設は抑制をして在宅を進めているという答弁がありましたが、こういう状況で在宅でやれるのかどうかと言えば、ほとんどやれないのではないかとこの答弁からも思うわけですが、そういう状況の中で、大変苦勞されると思いますが、言われましたように、町独自でもやるべきときにはやっていただくということで、よろしく願いしたいと思います。

それに加えてですね、いわゆる医療の改正、改悪が通って、療養型がいよいよ介護部分がなくなるというのが将来的にもう決まってきたと。この点については、今後こういう在宅の状況の中で、受け皿があるのかどうか。今療養型に入っておられる方が追い出されたときに、その方々はどこで暮らしたらいいのか、そういう見通しについてはどうでしょうか。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

医療費制度の改正とあわせまして、介護療養病床を平成24年には全廃をするということでございます。また、医療療養型病床につきましても、4割削減を目標に国の方では進めていくというような状況でございます。

そういった中にありまして、この地域でも介護療養型医療施設ということで介護保険の対象になりますそういった施設といいますか、病院といいますか、そういった施設がございます。例えば、宮津竹田病院、それから丹後ふるさと病院、それから久美浜病院、そういったところがこういった介護療養型の施設になるわけですが、やはりそういったなくするというのもあり、また介護報酬そのものの引き下げということもございまして、既に丹後中央病院におきましては、昨年にこれをやめたということでございます。

また、久美浜病院につきましても、50床あるようでございますが、指定を辞退したいということで今考えられておるようです。そうなりますと、たまたまこの中央病院にしても久美浜病院にしても、この与謝野町管内からそこに入っておられる方はなかったわけですが、今後宮津竹田病院等がそういったこととなりますと、そこの方があふれてくるということでございます。

したがって、国の方の考え方としましては、そういった施設については、介護老健施設でありますとか、優良老人ホーム、そういったものに転床するようというような指導をしていくということにはなっておりますけれども、なかなかそういうことにはならないだろうというふうに考えております。

そうなりますと、今まで入っておられた方が、そこから追い出されるというようなこととなりますが、その受け皿がないというのが実態ではないかというように思っております。もともとこの地域につきましても、そういった病院等につきましても、特に入院等ができるというような施

設そのものが少なくございますので、そういった中でなおさらそういったような介護保険対象の施設を指定を辞退をするというようなことになってきますと、大変なことが起きてくるのではないかなというように思っております。

ただ、そういった中で、じゃあ何ができるのかということになりますと、地域密着型サービスこれで地方分権ではありませんが、市町村でもってそういったサービスを提供しなさいということですが、本当になかなか24時間そこで世話をできるような地域密着型サービスについても、難しいだろうというように考えております。ただ、今この地域密着型サービスに該当がしますのは、例えば芳寿館の認知症型のグループホーム、それから上森さんが行っておられますグループホーム、これらが既に対象になっておるわけですが、そういったグループホーム等でカバーする、あるいは小規模・多機能方のそういった地域密着型サービス施設を今後法人、NPO等にこちらからお願いをするような格好で設置をしていただく、そういうことしかないかなというように思っておりまして、非常に深刻な状況ではないかなというふうに受けとめております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 病院自身が田舎ではどんどんとなくなっていったる、京都北部でも診療科がなくなったり、病院そのものをなくしていくという、これは国の単価改定で病床を減らしていくという方針で、好きでやってるわけじゃないですが、もうなくならざるを得ないという、そういう深刻な状況がありますが、介護部分でも、まだ数年前につくったところのこの療養型がなくなっていくと、今度の医療費改正で、将来的にはなくすという展望が示されているところにもってきて、単価引き下げで運営できないということで、将来展望もないんですから、もう今すぐやめたいという、これは事業所の思いとしたり当然のことだろうと、余りにもひどいやり方だと。こんなやり方をしている、本当に介護保険制度が続くのかどうか、本当に危惧しています。

再度お聞きしますが、当然、今言われたように、老健施設や老人ホームだって、どこだって待っています。真剣に探さなんような状況で受け皿にはなり得ないと、この地域では、全国で恐らくそうだろうと思います。そんなあいてるところがある地域はないだろうと思っておりますが、全国的にも30何万人待っているわけですから、本当にこの内容を分析すればするほど頭が痛い、町長はさらに頭が痛いんだと思うんですが、そうだけ言っても済まないという中で、先ほどもありましたが、いろんな、町が全部すればいいですが、恐らくなかなかそれも困難という、当然、住民の協力をいただいて、NPOなり何なりを立ち上げていくという、その支援をしていくことがなければだめだと思います。そういう点では、国の言うとおりにやろうと思えば、やれない現状です。これは障害者の施設と一緒に、先日、デイサービス言いましたが、共同作業所も数千万円の減収です、自立支援法で。介護保険でも、今までどおりやっていたらどんどん収入が減っていくと、運営できないと。だから、ほっといてやってくださいというだけでは運営できないと。しかし、一定の援助があればもうからんけども、事業として成り立つという、そういう1点があるわけですね。少なくとも、そこまでの援助をして、事業所がつくっていきけるような計画をつくらなければ、これは大変なことになるなと思っております。このいただいている福祉計画、これについては、まだこれができたのも最近ですから、恐らくそういうことは含まれてないのではないかなというふうに思っておりますが、サービスについては、この点について最後質問したい。この3カ年計画は3期の、今言われたようなことを含めて、どういうふうにやっていくかというのは

読んでも、今までどおりの見込みが書いてあるだけで、余りないんだと思うんですが、これについては、このとおり行けるのかどうか。あるいは、今のお話の中でいろんな見直しをかけていかざるを得ないのか、この辺について、再度お聞きします。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

介護保険事業計画の中には、今後、法人あるいはNPOと協議をすることによって可能であろうという部分も計画の中に入れております。それはグループホームでありましたり、小規模・多機能型の施設でありましたり、そういったものを含んでおります。これ早々に、そのあたりの協議をこれからさせていただくということになりますけれども、そういった民間の協力が得られれば、対応できるのではないかなという部分については、その計画の中に盛り込んでおるということでございます。したがって、国の方は大きな施設はつくらないということでございますので、そういった特別養護老人ホームを建設をすると、そこでサービスを受けるというようなことについては、そういった計画には盛り込んでないということでございます。たしか全部で三つの地域密着型サービスの施設として、50人ぐらいを対象にした施設を盛り込んでおるということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に、先日も質問しましたが、新しい介護保険料、これについてあのとき聞いておってもどうしてもわからないという部分がありますので、再度質問します。

3期のこの試算はを見せていただきましたが、2期に比べてサービスの量は10%もふえないですね。高齢者の数も数%ふえるわけで、予想に反して、高齢者のふえ方は少ないなと思いますが、それでも数%ふえるわけで、それを差し引きますと、5%ぐらいの上昇かなと思うんですが、保険料は37%ですかね、アップすると。なぜこういうふうにはね返ってくるのか、もう少しその辺の内容についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをします。

まず、第2期の介護保険事業計画の中での介護保険特別会計がどうであったのかというのが一つ、大もとになるのではないかなというように思っております。その中で、この3町の中で、旧加悦町、かなりの赤字を発生しておったという状況がございます。そういった赤字の状況であった、また旧野田川町におきまして、この平成17年度から赤字会計に突入していったということでございます。

そういった部分を推計をいたしまして、これだけ保険給付費が要するということを組み立てまして、そこから国あるいは府、それから町が負担しなければならないものを差し引かして、介護保険料を設定していくということが基本になります。ただ、この介護保険料につきましても、昨年までは18%を負担してくださいということでありましたが、この第3期からは、19%を負担してくださいということで、これも保険者に保険料を多く求めるというような仕組みに変わっております。そういったもろもろのことを考えまして、なおかつ赤字にならないという、その保険給付費そのものをしっかりと組み立てなければ、当然、赤字になるわけですから、そこを組み立てをしていったわけです。野村議員さんは10%ぐらいしかアップしてないんでないかなと。

なのに、保険料として30何%もアップするのはどうかということでございますけれども、それらをずっと組み立てて、国、府、町の負担を引いて、最終的に4,108円、そこまで上げさせていただかなければ、まえないということになったことをご理解いただきたいというように考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 最後に言われたサービス必要量の総額、それからそこに至る過程の計算の内容は全部見ましたので、この計算はわかるんです。これで立てたというのは。ところが、前回に比べて、なぜこれだけ上がるのかという、そこがよくわからないと。先ほど、18%が19%ふえたということは初めて聞きましたので、それはそれで一つの要因だというのはわかりますが、もう一つは、従来一般会計で行っていた保健事業について、介護保険の中に入れられたと、これがこの保険料で払うという部分が生まれているということもあると思うんですね。それは事実かどうかということ。

それから、この人数の推計ですね、1万9,274人という、これが補正がかかっているんですが、これについては従来どおり、こういう補正でやっていたのかどうか、変わってないのかどうか、この点について、ちょっと確認しておきたいというふうに思います。

今の答弁で、従来、いわゆる低く払える金額というので、低く抑える努力をしていた。そのために、赤字が生まれて、基金から借り入れていた。その分が全国的には、この3期の中で全部返せという国の指導になっていて、これは延長してほしいという要望を出していても、認められなかったということで、この部分をこの会計の中で覆いかぶさって、さらに上がるという、もう40%を超えてるところもたくさんあるわけですね。それについては、与謝野町では基金で持っていて、この保険料のはね上がりを回避していただいたという積極的な取り組みをさせていただいたということで、それについては非常にありがたいことだろうなというふうに思っていますが、もう少しほかの部分でも、今言われただけでは、そこまで行き着かないと思うんですが、前回の2期の計画からどのように変わったという点から見て、この保険料がこんだけ上がったという内容で、ほかにもわかることがありましたらお聞きしたいと思います。

議長（糸井満雄） 福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

まず、地域支援事業費というのが3款で新しく発生をいたしました。それで、今までですと、そういった介護予防、保健事業なんかでやっておる部分は一般会計の中で実施をしていくということでございました。それが介護予防に力を入れるという介護保険制度の改正によりまして、この介護保険特別会計の中で、それが取り組まれてきたということでございます。したがって、そこに地域支援事業費として、1項、2項で上げておりますが、その総額としては4,700万円というような事業費でございます。このうちの保険料19%は、当然この中で負担をしなければならぬということでございますが、金額的には大した金額にはならないということでございます。

そこで、なぜこれだけふえるんだということの非常に説明がしにくいわけですが、先ほども申し上げましたように、推計をもとにして組み立てていった保険給付費がこれだけ要るんだということから、国、府、町の負担を差し引きまして、19%程度介護保険料をいただくということに

なりますと、37.7%のアップになったということでございます。

それで、与謝野町は4,107円という基準額でございますが、これが京都府では4,427円というのが平均でございます。

その中で、特に目立ちますのは、和束町なんかは、72.6%アップだというような状況も起きております。また、40%を超えるような市町村も何市町村が発生しておるということでございます。したがって、どこともこの介護保険につきましても、介護認定者がふえる、その分保険給付がふえる、そのことによって被保険者が負担をしていただくその負担率も増加をし、37.7%アップをさせていただかなければやりくりができないということになったわけです。

ただ、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、第2期事業計画で発生をしました赤字分については、財政安定化基金の方から借入れを起こしておりました。合併協議の中でも、そのあたりについては一定整理をすべきだというようなこともございまして、一般会計あるいは地域福祉振興基金の方から借入れを起こして、この第3期事業計画には、その返済金の分までこの保険料の中には加えないということで、一定の整理をさせていただいたということもございまして。

そのようなことをさせていただきながら、このような保険料に最終落ちついたということでございます。

それから、先ほど被保険者数の数値の目標について、一定の補正があると、これについては、今までからそのようなやり方でございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） この介護保険については、導入時には在宅介護を社会的に支えていくという、そういう話でしたが、始めてみると、在宅では暮らせなくて、施設に入らざるを得ないという方がたくさんふえたと。そして、今度は制度改正で、ホテルコスト代ということで、施設では暮らせない、そういう方が、特に介護度4のクラスで全国的に出ているということが言われてますね。だから、今度は在宅、また家に戻らざるを得ない。ところが、今度、そこにさらに療養型を含めて、これだけの制度改正で在宅では事業所自身が成り立たない、ケアマネジャーも仕事ができない、単価を下げられる、1人当たりについても制限があると、これは制限というのは必要な面もあったんですが、そういう点では、どうやってやっていったらいいのか、国は財源に基づいて計画は机の上でつくれるかもしれないけれども、実際にやっている事業所にしろ、そして自治体にしろ、またサービスを受けられている方にしろ、現場ではとても成り立たない計画だというふうに言わざるを得ません。その根本的なところは、介護保険を導入したときに50%の国庫負担だったのを25%に引き下げたと、こういうことがもとに戻らない限り、国がこの福祉に対してしっかりと予算を確保するという姿勢がない限り、なかなかこれは自治体だけでは困難な面もあるとは思いますが、引き続き全力でこの福祉を守るという立場でご努力いただきたいということを述べて質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第70号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第70号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第71号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第71号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第71号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第72号 平成18年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと理解をするために質問をさせていただきます。

今回、2万7,000円が組まれておりまして、提案説明では10.6ヘクタールということで、過日、参考資料もいただきました。まず、第1に、この石田土地区画整理の目的をお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） この部分につきましては、平成4年12月に日本冶金工業さんから、旧岩滝町が鉄軌道用地3万3,986平米、約1万坪ございまして、これを譲り受けました。弓木区さんと石田区さんと、鉄軌道用地の今後の利用について協議を始めました。弓木区さんと石田区さんは、この土地区画整理に隣接しておる区でございます。

しかし、平成7年4月に弓木区の地権者さんからは、岩滝町、ちょうどお手元の図面でいいますと、細長い、産業建設委員会という格好でお渡しさせていただきました図面のナンバー1、ち

よっと真ん中あたりの部分です。これが旧日本冶金さんの鉄道用地の部分です。ここの部分につきまして、細長い土地を弓木区さんは1カ所に集めるんだから、そういった部分を区画整理することについては理解しがたいということでございましたが、石田区さんにおきましては、戦時中、日本冶金や強制買収というような形で引き込み線が引かれて、鉄道が敷かれている、そして現在は土を一部取っておりますので、さほど圧迫感はございませんが、ちょうど堤防が高くなっておりまして、石田区さんの場合は、長年の懸案で、その堤防を取り除きたいということがございまして、それではということで、区画整理事業に取り組んだのが一端でございます。

それで、岩滝町といたしましても、その細長い土地を町として、岩滝町は狭い土地ですから、有効利用しようというのが発端でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 強制収用された土地を地元に戻していただくということが目的なのかどうかわかりませんが、それで進められたということなんですけれども、ここに区画道路がいろいろと線が入るとるわけですね。その道路でくられた土地は、2号公園とか、1号公園とかいうのは、公園にするのはわかるんですけど、あとは分宅が何かの目的だったんでしょうか、その目的、さっき言った目的がちょっとわかりかねるんで、その辺をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 石田土地区画整理ということにつきましては、基本的には分譲地、宅地化ということでございます。ただ、制度の運用上、現在、農地で持っておられる方については、農地で返すことについては、これは問題ないというふうでございます。基本的には、宅地と、それから圃場整備でありましたら、国、府等の補助金、個人さんの土地においても補助金が出るわけですが、土地区画整理事業におきましては、個人さんからは、お金はもらわないが、土地を出していただく、まあ言ったら、現在1反持っておられたら、半分なり出していただいて、その土地を売ってお金を生み出す、その生み出す土地が分譲住宅というような形で処理するという格好になります。

言葉的には保留地処分地と申し上げております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 分宅を目的にやられたということで、特別会計になっとなんと思うんですけど、そしたら、ここに宮津都市計画事業ということになっとなんと思うんですけど、これ都市計画の中でやられたから、宮津岩滝都市計画の一部で宮津都市計画となっとなんと思うんですけど、これはずっと、このまま一応宮津都市計画ということで進まれるのか、それとも石田土地区画という格好になるのか、ちょっと名称をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 宮津都市計画事業というふうになっておりますが、都市計画区域が宮津市さんと岩滝町を含んだ部分が宮津都市計画区域となっておりますので、この言葉自体は変わらないと思います。その中で、岩滝町において石田土地区画整理事業を進めていたということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） そこで、先ほど言われた1万坪ほど、加悦鉄道の鉄道敷を地元のものにしたということなんですけれども、そのときに、私が聞いておりますのは、売買契約で金が動いたというふう聞いてるんですけども、先ほど強制収用の分を戻したということなのか、岩滝町で買われ

たというふうに聞いとんですが、岩滝町で買われたときの金額、それからその分について、予算書を見ましても、地方債がゼロなんですね。それで、土地を買われたのかどうか、ちょっと私には理解ができませんのですが、土地を買われたとすれば、その分はもう一般会計からの持ち出しか何かで買われて、ここには何も、土地区画整理事業の中には借金はないということなんですか。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 土地の取得に当たりましては、平成4年度に土地開発基金で日本冶金鉄道敷用地購入ということで7,783万1,806円で買っております。

あくまで土地開発基金でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） せっかくそうして土地を買われて、開発しようということで地元も協力をされてやられたというふうに思うんですけども、今、停滞しとるわけですね。なぜ、ここまで進んできて、その分が今一步も進まない状態になって、今回でも2万7,000円の予算しか組めてないのか、地元との話で何か不都合が起きとるのか、起きるとすれば、それは何が原因で起きとるのか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） ちょっと見にくいんですが、お手元の資料にある部分に、先ほど言いました、真ん中の部分が日本冶金さんの土地でございます。その下側、一番下側は野田川になります。ここにちょっと細長い土地がありますが、これが圃場整備した農用地でございます。上が、これが府道弓木岩滝線、そしてこれは宅地部分とございまして、当初におきましては、地元の方で、町も含めてですが、日本冶金から譲り受けました土地と、それから圃場整備しました農用地で始めるということで進めておりました。それにつきましては、地元関係者も同意ということで進んでいたわけですが、そのときには、この進め方に組合施行といいますが、所有権、町が入らない、土地の所有者ばかりで進める方法、それから町が入って進める方が公共団体施行といいますが、とりあえず線路敷を持っている町、単なる個人としての町、それから田んぼを持っておられる個人ということで、組合施行で進める予定でございましたが、先ほど言いましたように、農用地でございますので、これの転用につきましては、組合施行では、京都府さんの方が転用は認められないということがございまして、それでは、何とかならないかなというふうに府の方をお願いを申し上げておりましたら、農林サイドの似たような区画整理事業があるということで進んでおりましたが、いざ地元の方で規約も作りまして、スタートという段階になりましたら、農林サイドのこの区画整理事業におきましては、すべての土地の区画整理と同じように宅地化することはできないよと、ちょっと今数字調べんなので、あれですが、たしか40%の宅地化率だったと思うんですが、程度しか認められないと。それと、道の間隔についても、今お示しさせてもらった、かなり細かい部分で入っておりますが、これがもっと広い間隔でないと、圃場整備するような意味合いの間隔でないと認められないというようなことがありまして、ここで一度ストップがかかりました。それではもう困るということで、何とかできないかということになりまして、府道も含めた、結局、ちょっと濃い色ですけど、この部分も含めた土地、現在の区域内で公共団体施行という名前ですけども、町も入ってするのであれば、この農地の転用も、地方公共団体の公共団体施行です、であればオーケーだよということになって、スタートを始めたわけですが、一つにつまみし

では、始めたのが石田区でスタートしたのが平成7年でございまして、その後、丹後の方も不況が出てきて、地価の下落が出てきた部分がございまして。それがだんだんと下がっている状態で、分譲地として、自分たちも参加するのはちょっと心配だと。それからもう1点は、当初は府道の区域、現在、この上の区域の人を入れる予定でなかったのに、新たに入れたということについては、当初は賛成したけども、理解できないと。

それから、減歩といひまして、先ほど、この事業を進めるに当たりまして、土地を出し合って事業を進めるんですが、町の方につきましては、岩滝町の発展ということもございまして、土地を持っておられる方の平均減歩を40%以内というような一定の、それ以上個人さんには足かせをかけないというようなことをしておりましたが、それでも負担が大きいということで理解できないというような方等ございまして、現在、皆さんの同意を得るに至っておりませんので、小さな町でもありますし、混乱等起きると、なかなか町政もスムーズに、区政も、石田区さんですか、区政もスムーズに進まないということがありまして、現在、中断というような格好をとっているような形でございまして。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 今の話、よくわからなかったんですが、時間もないので突っ込んで聞けんわけですけれども、地主とのいろいろな負担の問題とか、いろんな問題で話し合いができないからこういう状態になっというぐらいのことしか理解できとらんのですけれども、その関係地主は何人あるのか、それからもう一つ、最後に聞かせていただきたいと思うんですけれども、関係地主の中で、きのうも資料をいただきました、この中にはありませんけれども、高規格道路の、いわゆる大宮、網野に行く部分の、そこの地主に関係しとる人もあるやに聞いとるんですけれども、この地主が何人の関係者があるのか、またその計画路線の中に関係しとる地主があるのか、ないのか、個人名は結構ですので、そのアウトラインだけ、ちょっと教えていただきたいと思いません。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 答えが前後しますが、鳥取豊岡自動車道の関係の地権者さんと、この区画整理の土地の関係が、関係者がおられるかというご質問でございまして、現在、鳥取豊岡自動車道については、測量等、調査をいたしておりませんので、かねる方がおられるかどうかについては、不明でございまして。

それから、地権者さんの関係につきましては、町及び京都府を除きまして、37名中、まだ現在5名の方の理解が得られておりません。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） わかりました。初めてのことで、ちょっと聞かせていただきまして、アウトラインはわかりました。また後ほどというのか、また今度のときに、しっかりともうちょっと勉強していきたいと思いません。これで終わります。

議長（糸井満雄） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第72号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第72号 平成18年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。3時まで休憩いたします。

暫時休憩します。

(休憩 午後 2時42分)

(再開 午後 3時00分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第8、議案第73号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畠山議員。

2 番(畠山伸枝) お尋ねします。

国保の会計の、国保料が云々とかいう問題ではないんですけども、町では、旧町のときもこういうものをね、「こんにちは国保です」という小さな冊子なんですけど、こういうのを全戸配布されてたと思うんですけども、まずそんなことからお尋ねします。

議長(糸井満雄) 保健課長。

保健課長(佐賀義之) 国保の資料の全戸配布の関係でございます。

それぞれの町で、いろいろとパンフレットを購入されたりして、また作成されたりして配ってたというように思いますが、岩滝町さんでは、そういったことでパンフレットを配られておりました。それと、旧加悦町では、このパンフレットのかわりに、月1回、保健センターがございまして、保健センターだより、元気館だよりというのを出してございまして、その中で、逐一高額療養費の関係でありますとか、減額認定の関係等々、いろんな制度についてをPRしてたということで、そういった状況でございます。しかし、与謝野町になりましては、まだ現在のところ、そういったことを行っておりません。

議長(糸井満雄) 畠山議員。

2 番(畠山伸枝) 岩滝町では1年に1回全戸配布されてただけだと思っているんですけども、加悦町では丁寧に、もっとよくわかりやすくされてたようでございます。ところが、これ中身を見る人がほとんどないんです。中には、とってもいいことが書いてあるんです。国の制度ですので、本当にこれをよく読めばいいんですけど、特に、お年を召した方は字を見たくない、話は何ぼでも聞きますけど、もう字を見るのは苦手だし、見てもわかりにくいという方がとっても多いん

です。ところが、高齢になるほど、体はだんだんとどうしても弱ってきますので、お医者さんに行くことが多くなってきます。それで、この中に国保のところでお聞きしますので、70歳以下のところでお聞きしますけれども、高額医療の関係なんですけど、1カ月の自己負担が限度額を超えたときには、必要な以上、自己負担の限度額以上に支払った分は、後で払い戻しされますということが書いてあるわけです。それを知ってる人はかなりおられます。ところが、それに低所得者と言ったら、あんまりうれしいことではないんですけども、住民税非課税の世帯については限度額が低くなりますよというのが出てるわけなんです。それが1カ月に3万5,400円ですか、そういうことが書いてあるんですけど、ここまで見る人がかなり少なくなっております。あわせて、済みません、高齢者の方も同じことですので、高齢者の方でも一緒にお聞きいたしますけれども、高齢者の方は、低所得が1、2と分かれておりまして、本当に低い方は1カ月1万5,000円で済む、このようになっております。ところが、救急車などで運ばれたりされますと、もうそんなことは全く頭にありませんし、とにかくお金が要るから大変だ大変だいうて、そればかりが頭にあるわけなんです。それで、これが、これは国の制度ですので、町にお金、負担がかかるとかいうことは一切ないわけで、これをもっともっと広く知らせるということが必要だと思うんですけども、それについて、もっと今後、どういういい考えがあるかどうかっていうことと、そのことをまずちょっとお尋ねします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの減額認定証の交付についてのご質問です。今、議員さんからありましたように、国民健康保険もなんですが、老人医療の関係についてもお聞きされてますので、あわせて答弁申し上げたいというように思います。

まず、国民健康保険の加入の方につきましては、先ほどご案内がありましたように、町民税が非課税の方について入院される場合については、限度額の認定証というのを outsizing させていただきます。その場合、この限度額の認定証というのは、どういった効果があるかということを少し説明させていただきますと、現在、1日当たりの食費というのが一般の方では780円、4月から制度が改正されておまして、1日当たり、以前は780円だったんですが、現在では1食当たりということで4月から改正になってございまして、1食当たり260円掛ける3食で780円ということになるわけなんですけど、これが減額認定証を発行させていただきますと、1食当たりというのが210円になりまして、780円の1日当たりが630円になるということでございまして、またこれは90日を超えて入院されとる方につきましては、さらに安くなるというような制度がございまして、そういったことで、その証を発行すれば、食費が安くなるというのが一般の国保の方です。

次に、高齢者の方についての減額認定証の効果というのを説明させていただきますと、これについても非課税世帯の方ということで、食費の関係が同じようにそういった措置がされます。それとあわせて、高齢者の方の一般の入院費用というのが、現在4万200円というのが限度額でございまして、この減額認定証を持たずに入院されますと4万200円という負担をしていただかなければなりませんけれども、減額認定証を持って入院されますと、その一月の負担額が低所得1と2とございまして、低所得1というのは、老齢福祉年金の受給者でありますとか、また生活保護の方についてが1万5,000円を限度、それから一般の非課税世帯が2万

4,600円限度ということで、4万200円のところが2万4,600円で、そのときは入院費用が済むという、こういった制度でございます。

周知方法につきましては、やはり広報等できちっとそういった制度がありますよということの、議員さんご指摘のように、高齢者の方にもよくわかるような方法で周知をしていきたいというように思っております。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 周知徹底をもちろんお願いしたいわけなんですけれども、実際に低所得、うちはもうほんまに年金が少ないんだと言いながら、低所得に当てはまるかどうかというのは、自分で判断がとってもしにくいという面があります。それと、これには入院の際に限度額適用、標準負担額減額認定書が必要ですので、窓口で申請してくださいとあるんですけれども、入院のときに申請するなんていうことは、本人はもちろん不可能ですし、家族の方がおられる場合はいいんですけれども、家族がおられない、おひとりでしたら、かわりの者しか行けないわけなんです。子どもさんがあれば、子どもさんと多分いけると思うんですけど、そういうことと、そういうすごい一大事のときに思いつかないということがあると思います。

そこで、あなたは該当しますよということで、希望の方に前もって、この限度額の負担減額認定を申請してもらおうということができるかどうかをお尋ねしたいんです。というのは、つい最近も、国民年金の免除制度があるということで、不正に免除して、行政の方が勝手にこの人は免除しますっていうことにしてたんで、一躍有名になった、それまで知らない人が非常に多かったのに、ああ、こんな制度があったんだということを知った人も大勢おられると思うんですけど、そういうこともありますので、よく病院に行かれるような方は、レセプトが上がってきてわかると思うんですけど、万一、入院の場合にはこういう制度が使えますよっていう申請をされたらどうですかっていうことを、そういう方にお知らせすることはできるでしょうか、できませんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この減額認定証の対象になる方へのお知らせなんですけど、基本的には、申請でもってその方が非課税であると、だから申請してくださいということになっての交付ということになっております。しかし、入院する可能性があるということで、前もって申請をされておられる方についての交付というのは可能でございますので、こんなことはあってはならんのですけど、入院しそうだなということであったら、事前に保健課の方に言っていただきますと、対象者の方については、即日交付をさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） それも、とてもよくわかるんです。けれども、自分が対象者であるっていうことを知らない人のために、こういう交付書がありますよということを相手の希望がなくても、町の方からお知らせするっていうことができませんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 希望がなくてもお知らせということになるんですけど、いろいろと個人情報保護等の関係がございまして、所得を見に行かせてもらう場合についても、一定、低所得1であるとか、2であるとかという、非課税であるとかいう判定はさせていただきますけど、減額認定のそのの

判定までについては職権で対応してもいいという国の制度になっております。この減額認定証の発行については、そこまで権限がなっておりませんので、申請をいただいてから発行させていただくということになります。しかしながら、高齢者の方を見ておりますと、大体8割から9割の方が減額認定の対象になりますので、そういった入院の心配のある方については、一度、保健課の方にお問い合わせをいただきましたら、対応させていただけるというように思います。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） ちょっと、どこの自治体だったかは忘れたんですけども、日本でも、そういうふうにもって、あなたは低所得に該当するので、入院したら安くなりますよということで、前もって申請してくださいということをしてる町があるというのを読んだことがあるんですけども、また研究していただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと質問変えます。それと、入院して、高額になりました、それで一たん払ってください。そして、その後で申請したら、払い戻しますよということなんですけれども、入院したら払うのが大変なんです。特に、低所得の方は、もうそれでなくても、この入院費以外に入院した場合には、いろいろとお金がかかるわけですね。タクシーで行ったりとか、そういうことから始まって、いろんなものを、寝巻きから買ってとか、お金がかかります。そうなってくると、これ以上払うのが大変だと。低所得2の方は、高齢の方で年金暮らしでしたら、8割方該当するって、ただいまも言われましたけれども、大方の方がそういうふうになるということで、この2万4,600円を超えた分、食費を除いて、超えた分について、もうそれは自動的に請求をされないようになってるような気もするんですけど、そこを確認したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この一部負担金の関係ですけれども、今言われてますのは低所得2の方で、本来2万4,600円を超えて負担をされるような場合、例を申し上げますと、減額認定書を持たずに入院されたような場合です。そういった場合については、先ほど申し上げましたように、現在では4万200円を限度ということで、それ以上は病院の方で負担をなさいということとはございませんけれども、2万4,600円と4万200円の差の部分については、国保連合会の方から町の方にしっかりとデータが来ます。そういった対象の方については、案内を申し上げて、この方については、償還払いになりますけれども、後からしっかり返すということになっております。しかし、減額認定証を事前にもらっていただいて、そして病院に入ってもらいますと、その2万4,600円を超えるということとはございませんので、なるべく、できる限り、この減額認定証を早目に求めていただきたいというように思います。それが不可能であっても、必ず超えた分については、償還払いをきちっとするというところでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 高齢者については、そういう4万200円を超える分については請求がされないということはよくわかりました。

若い人の場合は、最高でしたら、上位所得の方は13万9,800円ですか、これがまた10月から変わって、もっと高くなるわけですけど、それ以上についても一たん払うということについては、若い方についてはどうしても払った後の償還払いになるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この若い方の高額の関係でございます。この若い方については、一部負担金の負担をいただくのが3割負担ということになっておりますので、限度額というのがありますけれども、例えば、医療費が100万円かかったら3割負担で30万円ということになります。その費用額については払っていただくかんなんということになります。しかし、今、議員さんがおっしゃられましたように、本当に入院されて大変だというように、一部負担金の支払いも大変ということで、与謝野町では、貸付金という原資を500万円持っておりまして、一部負担金相当額の90%相当分なんです、その金額をお貸しするという制度がございますので、そういった制度を利用していただいて、そして一部負担金を払っていただく、そしてすべてが払い終わりましたら、もう一度、高額療養費の申請をいただきましたら、先ほど言いましたように、自分が負担する分の9割分しか貸しておりませんので、あと1割相当分をまたお返しするということでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2番（畠山伸枝） よくわかりました。いずれにしても、病気はしない方がいいに決まってるわけですが、どうしても、どうしても、不慮の事故があったり、病気があったり、途中で倒れられたり、いろんなことがありますので、安心してかかれるように、これからも周知徹底していただくようによろしく願いいたしまして質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

野村議員。

1番（野村生八） 保健課長に質問します。

野田川町のときには、6月議会で条例改正で伺ってましたが、先般、専決をされていたということで、ちょっとわからなくて質問できませんでしたので、保険料のことについて、まず質問します。

以前に比べれば、平均でも10%ぐらい、保険料がアップ、保険税がアップしているというふうになっているわけですが、この中で、応能応益1対1にするということはわかってるわけですが、応能の中の所得割と資産割ですね、このバランスについては、なぜこういうことになっているのか、所得割が非常に高いわけですがね、税に比べると。その辺の考え方について、まずお聞きします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この保険税を算定させていただく場合については、応益応能比率が50対50ということで計算をさせていただいておりまして、応能比率の応能割の中には、資産と所得に関係することがあります。それから、応益割については、平等割、均等割、1人当たりと、それから世帯に係る分とございます。

今回の合併協議の中で、応益応能比率を50対50にするということは決定しておりまして、その中で、今度は所得と資産の案分です。これについては、国の方が一定示している数字が40対10ということで、50をしておりますし、そういったことで、国の基準に一定基づいてこの与謝野町についても整理をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番(野村生八) そういう国の基準というのは初めて聞きましたので、また今後勉強して質問させていただきます。

それと、今までは、基金からの繰り入れ等々も頑張っていたいて、保険税を引き下げるといふ努力をしていただいた部分もありますが、この18年度の予算の中では、いわゆる国の制度に基づく繰り入れもいっぱいあるわけですが、保険税を引き下げる効果になる繰り入れというのはあるのか、ないのかお聞きします。

議長(糸井満雄) 保健課長。

保健課長(佐賀義之) この国民健康保険税を決定させていただく、大きな基本といたしまして、当初予算の概要説明でも申し上げておりましたけれども、その年の給付費、すなわち医療費総額に見合う分をその年度でいただくということで、これは国の補助金でありますとか、府の補助金、それからルーパ的な町の負担金を繰り入れて、あと残りが保険料ということになっております。そういった中なんですけども、今回、整理をさせていただいて、歳出総トータルと歳入等々考えましたその差額というのが、この予算書の中の489ページをごらんいただきたいというように思います。

この489ページの中ほどに財政調整基金の繰り入れが今年度4,240万円見させていただいております。したがって、この部分が本来でしたら、保険料でいただくかんなん分なんですけど、今回、合併協議に際しまして、この部分が予算精査をした段階で不足をしたということでございますので、とりあえず基金からこの金額を取り崩して予算を編成しております。ただ、1年間、経理をしていきますと、給付費の関係でありますとか、また国の補助金等々が変わってまいりますので、今後の医療費の動向によっては、この財政調整基金の繰り入れ金額は変わってくるということをご理解いただきたいというように思います。

議長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) この合併協議の中では、18年度の、いわゆる17年度ですけども、17年度の所得がどういふふうになるのかということがわからない中での税の関係の協議だったと思うんですが、一つは、この算定になっている所得の推移ですね、前年度に対してその所得はふえたのか、減ったのか、幾らになったのか。そのことと、それから今後の税の決め方、これについては3月末、専決で決められているところもありますし、野田川町ではこの所得が確定した時点で、いろんな試算に基づいて、負担の階層に基づいて、ここにしようということ決めて、6月に賦課を議会で決めたというふうにしているわけですが、今後についてはどういう決め方をされるのか、その考え、この2点についてお聞きします。

議長(糸井満雄) 保健課長。

保健課長(佐賀義之) この国民健康保険を課税させていただく場合の所得の関係でございます。これは大きな要因になっておりまして、17年度と比較して、18年度予算等々についてはどうかということでございます。18年度の予算については、大体17年度の実績に基づいて上げております。ですから、予算化としては、前年度実績ということになっております。現在、ついこの間、6月の中ごろに国保、また税の賦課が確定いたしましたので決まったわけなんですけど、大体額を見てみますと、賦課上は、国民健康保険は17年度、3町の金額と大きく差はないということでございます。

それで、今後の税の決め方ということで、今回与謝野町といたしましては、3月末で専決をさせていただきまして、そして決定をということでございました。このやり方というのは、旧加悦町、野田川町、岩滝町、それぞれ税の決め方が変わっております、旧加悦町ではもう3月議会の段階で提案をさせていただいて決定をするということでございます。旧野田川町、岩滝町さんについては、税の所得状況を見て、そして税率を議員さん方にお諮りして決めていただくということになっております。しかし、この問題については、どちらの方法がいいかというのがまだはっきりわかりません。と申し上げますと、これについて税額をきちっとした段階で6月に提案させていただくとありますと、この税額、議員さん方のご承認を受けると、当然納付書の発行なり、納税通知の発行ができません。したがって、6月20日とかいうところで議会で決定をいただいた場合については、もうこれは間に合わないということがございますので、今後、このあたりも旧町のやり方、また理事者等も協議をしながら、きちっと整理をしていきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 少なくとも、3月末専決で決めるということはないというふうに理解したらいいんですね、今のは。当初予算に入ってくるということですね。

それから、先ほどお聞きしたのは、国保税の推移でなくて、その基本になってる所得ですね。だから、17年度の所得が16年から比べればふえたのか減ったのか、これについてお聞きしたんですが、再度お願いします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 少しわかりにくい説明だったかもわかりませんが、昨年度と比較しまして、税率の計算方法というのが変わっておりません。したがって、この基本になる数値については、所得額については昨年度と余り変わってないということで申し上げたつもりでございますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 合併して、それぞれの町の掛け率が変わっていますんでね、18年度は、同じ所得でも、当然、国保税そのものの総額は、この資料では変わってくるわけで、これから所得が変わったかどうかというのは、ちょっとわからなかったんで質問したわけですが、所得は変わっていないわけですね、16年度に比べて、総額でね。

それで、先ほどありましたように、療養給付費が幾らになっていくかということが、この国保税がどうなっていくかというのは大変大きい。もう一つは、老健に対する拠出金がどうなるかと、この二つが大きな要因だろうと思うわけですが、療養給付費の方は、国の制度で、医療の制度で大きく変わってくるわけで、その点で、先ほどいいました医療費の改正がありました。この影響はどういうふうになるのか、特に年度途中で改正される分もあります。これについて18年度のこの会計に与える影響があるのか、ないのか、それも含めて、どういうふうに医療制度が変わったのか、その点について医療の内容についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この給付費につきましては、3町の当初予算と比較をいたしまして、全体では5.48%のアップということで見させていただいております。また、制度改正による改正分を

どのように見るのか、また医療費の関係についても4月からは2.3%ほど医療費そのものが減ということに、といますとお医者さんの収入が減ることになっております。しかし、ご承知のとおり、この予算案につきましては、昨年からことしの1月にかけて策定をしておりますので、今回の予算にはそういった分の影響というのはありません。また、6月14日に制度改正による分、先ほど来からありました高額療養費の関係でありますとか、一部負担金についても、今回の予算については加味をいたしておりません。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） もう一度質問しますが、入ってないということで、今後どういう影響があるのか、この改正はもう決まったわけで、どういう内容に改正されたので、どういう影響があるのか、その点についてお聞きします。

議 長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今回の改正についての国民健康保険に該当する分については、高額療養費の関係が大きなものであります。そういったことで、その高額の一部負担金がふえるということから、その高額療養費相当分は減ってくると。医療費としては、国保が払う費用としては減ってくるということでございます。

先ほど少し答弁漏れといたしましうか、老健拠出金についてのお尋ねもあったというように思いますが、この老健拠出金については、老人医療での必要な額を国民健康保険の方から拠出するという制度でありまして、これも老人医療の被保険者というのは、これふえてきません。来年10月まではお亡くなりになられた方が減ってくるだけで、下からの補給といたしましうか、対象者がふえるということにはなっておりませんので、したがって、その費用総額についても、本来でしたらこの拠出金は減ってくるということでございますけれども、これは老人医療費の総額に基づいて拠出するということでありますので、老人医療費の増嵩によっては変わってくるということではありますが、近年の状況を見ておきますと、この拠出金については年々少なくなっているというようなことでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

- 1 番（野村生八） あと、当初から住民税の大幅アップということで今問題になってる点が指摘をされましたが、先ほどもありましたが、住民税非課税世帯が課税世帯に変わるという、このことによる影響というのが非常に心配されるわけですが、この国保の中でも、そういう点で先ほど言われましたように、負担金のランクが上がるとかということがあるわけですが、これについてどれぐらいの方がそういう対象としてあるとか、その方々に対する分析、この把握をされていたらお聞きしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この所得の関係については、65歳以上の方については125万円の所得までは非課税という制度がございました。税務課の方でもこの制度というのが廃止されたわけなんですけども、それに対する人数が、対象者が今まで非課税だった人が課税対象になるというのは、ちょっと現在のところ、手元に資料を持っておりませんのでご容赦いただきたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番(野村生八) 保険料については、先ほどアップするという話ですが、総額はアップしますが、退職者医療分が大きなアップになっていますよね。一般分は下がっているのかなと思うんですが、そういう点では、国保の保険税にはね変えるのは、この一般分が大きいわけで、その部分がアップしてない中で、10%平均ですが、アップしてくるということ言えば、こういう面での負担増、所得も前年度と変わらない所得に対してこれだけアップしてくるということでの負担増、いろんな面から見ても、特に、今機屋が一層厳しくなっている、事業者が一層厳しくなっている、そういうふうなお話も指摘もされていますので、基金がどういうふうになっていくかという、最初、合併して最初の年なので、すぐに動向がよくわからない面もありますので、あれですが、今後とも、できるだけこの保険税を引き下げていくというのは大変大事な課題だと思っておりますが、これについて、できましたら町長の方から、そういう保険税の、今までどおり引き下げという点でのお考えをお聞きいたします。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 非常に年々厳しくなる中での対応ということになってくるというふうに思いますし、先ほど来出てますように、それぞれの年によって、それぞれの率が上がっていくということになれば、当然、国保の方も上げざるを得んことが起こってくるわけでございますけれども、それらについて、できるだけ努力をして、何とか少しでも住民の方の負担がふえることのないような工夫をさせていただきたいというふうには思っております。確実にどうなるということは、今の段階でなかなか申し上げることはできませんけれども、そうした努力は数字を見ながらさせていただきたいと思っております。

議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 最後に、出産育児の一時金について質問します。

これについて、前野田川町議会でも一般質問で取り上げたわけですが、そのときにはちょっと難しいという答弁をいただきました。いわゆる国保に入っておられる方について、一時金として、出産される方に出していただく制度ですが、これについては、借り入れができる制度ということで、使いやすいようには努力されてますけれども、基本的には病院の方で精算していただくということが一番利用しやすいということで、そういうやり方ができるのではないかとというふうに質問させていただいたわけですが、これは本当にできないのかどうか、現実に宮津市でことしから始まっているわけですね。委任払い制度ということですね。そういうことについて、今すぐできるというご答弁は難しいかもしれませんが、せめて現実にやっける自治体もありますので、町長に言うとした方がいいですかね、ご検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) 研究させていただきたいというふうに思います。今までの制度の借り入れということについては、今までどおりそうした方向で進めたいと思っておりますし、もう少し突っ込んだところで、実際にしている自治体もあるということで、その点については考えさせていただきたいと思っております。

議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 以上で終わります。

議 長(糸井満雄) ほかに。勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、非常に時間が限られておりますので、2点ほどに限り質問したいと思います。

一つは、今の野村議員のお話の中にもございましたが、いわゆる6月14日に参議院本会議で、いわゆる健保法の改正案が通りました。10月から新しく変わる部分があるわけですが、その辺で、国保なり、この町の人に影響を与える、そここのところを課長、説明していただけますか。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） ご承知のとおり、医療制度の改革法というのが6月14日に参議院を通過して、いよいよ実施されるということになっております。この内容的なことについて少し報告をさせていただきたいというように思います。既に、6月15日にそれぞれの新聞で発表されておりますので、ご承知の方は、こんなこと知ってるということがあろうかというように思いますが、制度改革、かなりたくさん中身があります。私が思ってる、ピックアップして報告させていただきたいというように思いますので、私がしゃべった以外についてはないということできなしに、ほかの制度もあるということをご理解をいただきたいというように思います。

今、議員さんご案内のように、この制度改革の中身については、ことしの10月1日から実際、制度が適用されるものと、また平成20年4月から適用されるものと、二つございます。その、ことしの10月からの改正点を申し上げますと、70歳以上の方について、一定所得がある方、これは所得金額が相当高い方なんですけど、現在、2割の、本来高齢者の方については1割負担ということになっておりますけれども、2割の一部負担金の保険証を出しておる方がおります。この方については、10月からは3割負担になるということでございます。それと、いい方面については、先ほど出産祝金の関係がございましたけれども、現在、出産祝金としては、30万円、お一人お生まれになられたら出させていただきますけれども、35万円の交付ということになります。これは、条例で決めなければならないということになってございますので、また9月に条例改正の方を提案させていただきたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいというように思います。このように、10月からののが、そのあたりの2点でございます。

それと、平成20年4月からの改定を申し上げますと、ここに新高齢者の医療制度の創設というのがございます。これは、75歳以上の方については、今、老人保健の方で適用されておりますが、新たな高齢者福祉医療制度ができるということございまして、これの運営については、都道府県を中心にした広域連合で運営を実施するというようになっておまして、保険料徴収はその町でしなさいというイメージになっております。そのように、この75歳以上の方の医療制度がこのように大きく変わっております。

そのほか、細かいことでは、町が実施しております健診等についても、20年4月からは、それぞれの保険者で実施しなさいとか、そういったいろんな改正がございます。私の方からは、ちょっとピックアップして、概要のみを報告させていただきました。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと、これちょっと1点、もう1回確認しておきたいんですが、いわゆる今野村議員のお話にもありましたが、退職被保険者の療養給付費がふえてるという話がありました。これは勤奨した結果こうだということを課長の説明ではありましたが、そここのところをもう少しちょっと。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） この国民健康保険の中には、一般の被保険者を対象にしたものと、それと退職の方の分ということで二つございます。この退職の方を対象にするとどのようなものかと申し上げますと、社会保険に20年以上加入していただくか、または40歳以上、10年以上加入していただいた方で60歳を超えて、今年金を受け取られた方ということになっております。本人負担というのは、一般の方も退職の方も現在は3割ということであります。以前は、一般の方は3割であっても、退職の方は2割ということで整理をされてたんですが、現在は同じく3割ということになります。したがって、退職の方が役場の方に届けて、一般の被保険者を持つと、退職の方に切りかえても全然メリットがないということがございます。しかしながら、この国保会計にとっては、大変ここあたりが重要な部分であります。そのように、社会保険で払っておられた方については、当然、保険の方も退職の保険で見るということになっております。この退職の医療費が幾らふえても、歳入の方で、退職の方の国民健康保険税があるわけなんです、その金額を引いた残りについては、すべて基金から下りてくるという、こういう制度で、特に国民健康保険財政を脅かすということにはなっておりません。そのように、こういった大変、退職の方に振りかえたら、国保制度、医療費を使わないということでもありますので、そういった対象の方はなるべく一般のままでおられずに、退職の方に行ってほしいという思いがあります。これは、保険料も安くなっていく方向ですので、そういったことで、いろんなデータをいただいた中で、その対象になる方については、もうお願いします、届け出に来てください、そしたら全体としてはお安くなりますよということを言っております。中には、来ていただいた方については、そのようなことは、むしろ一つもメリットはないと、なのに、電話一本なり、通知一本でおまえらは、こうやって手続に来させると。メリットが1割でもあれば、町の方も、メリットがありますからということで説明できるんですが、3割負担というのは全然ない、足を運んだだけ、被保険者の、その対象になる方にはお手間を取らせるということにはなりますが、先ほど申し上げましたように、本当にこの国保の制度を守っていただくことにはなりますので、そういったことを十分ご賢察いただきまして、ご協力いただきたいというように思います。少し長くなりました。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） よくわかりました。それでは、最後にもう1点だけ質問しておきたいと思います。

先ほど畠山議員からのお話でしたが、いわゆる入院費が払えないと、こういうお話、これは実態としてはそういうことはあるわけですが、それでこの国保につきましても、かねてから私も申し上げておりましたし、いわゆるこの一部負担金の扱いですね、このことをやっぱりもっとこれを機能させないと、実際に予算化はしても、絵にかいたもちに終わるということになりかねない。だから、生保があって、生保と貸付制度の間に、これが機能しないといけないと思うんですが、実態として、課長の方では、こういう人がないんだという話になるような気がするんですが、そうではなしに、担当課として、やっぱりこの人をどうして普通の生活に戻してあげることができるかと。その病気が済めば、普通の生活に戻れる、こういう手助けが必要だと思うんですが、そのためには、私はこの一部負担金の免除であり、徴収猶予を生かさないと、これは私はそういうことにならないと思うんですが、どうもこのことが十分機能しない。ただ、担当者の方からいいますと、非常にこれは煩雑なこととして、非常に判断は難しいと思いますが、そこ

のところの考え方について、現在、新しい町になったわけですが、課長の方としては、基本的に一部負担金の徴収猶予なり、免除についてはどのようなスタンスで臨もうとしているか、これお願いします。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） ただいまの議員さんの一部負担金の免除なり、徴収猶予の関係でございます。本来、国民健康保険で病院にかかっていたいただきましたら、3割負担をしていただくということになっておりますけれども、先ほど議員さんがおっしゃられましたように、この一部負担金の支払いが困難な場合ということがあります。それが一部負担金の徴収猶予ということで、その一部負担金が払えないから、町が病院と委託契約をしまして、立てかえ払いを町がします。そして、6カ月間ということで、町が立てかえた分をまた本人さんからいただくというのが徴収猶予の関係です。そういったことで、今までから議員さんの方からはそういったことがあったわけなんですけど、先ほどの貸付金の制度でありますとか、そういったことをご利用していただきますと、個人負担金は割と少ない金額になってるということでございます。しかしながら、昨今の大変厳しい状況でございますので、こういった相談がありましたら、やはり予算化もきちっとしておるということがございますので、その方と相談をさせていただいて、こういった制度のご利用していただくというのは、可能になりますので、事務的な煩雑さというのはもう抜きにして、利用できるものは利用していただいたら、そういった方については保健課の方に相談に来ていただきますと、対応をさせていただくということでご理解いただきたいというように思います。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ありがとうございます。わかりました。

それと、これ要望なんですけど、ことしは国民健康保険税の課税についてというのが、それぞれ入れていただいておりました。しかし、残念ながら今年から対象になります、いわゆる年金収入の場合、ことしと来年にわたって、額が変わってきますね。この部分をやはりこれに書き添えていただくということが必要ではなかったかなと、私これ見て考えておりましたので、これはもう終わったことなんですけど、来年以降、そういったことを十分ご配慮いただきたい。終わります。

議長（糸井満雄） 保健課長。

保健課長（佐賀義之） 国民健康保険の税金の書類と一緒にその書類を送らせていただいたんですが、大変各項目がたくさんあったり、また複雑だということで、その部分を割愛しておりました。実際、きちっと計算していくと、そういった減額認定に使う数字なんですけど、そこあたりの数字が欠落しておりました。大変申しわけなく思っております。今後については、そこできちっと計算ができて、あらゆる計算なり、試算ができるような資料をつくってまいりたいというように思いますので、そのようにご理解いただきたいというように思います。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第73号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第73号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第74号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第74号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第74号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第75号 平成18年度与謝野町財産区特別会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 財産区につきましては、野田川町の例ですけれども、従来は議会の中に出てこなかったのが、平成17年からだか出てきました。だけど、今回についてはまたちょっと変わった、線下補償だけが予算として上げられ、そして同じ金額が財産区に出されておるといことなんです。財産管理費は町議会の議決のあれですし、こういう格好だけの予算を上げてこなければならぬ、上げてくるとすれば、もっと私は細かいもんが、財産区の本当の会計決算があつてしかるべきかなと思うんですけれども、それについてはこういう予算計上だけで、予算だけで議会を通せば、別に問題ないんだというような何か決まりが、財産区のあれか何か知らんけど、決まりがあるということですか。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 財産区特別会計につきまして、昨年の野田川町と変更しました理由につきましてご説明を申し上げたいと思います。

ご承知のように、財産区につきましては、旧野田川町と旧加悦町に存在をしまして、旧岩滝町にはございません。財産区の会計につきましては、財産区の議会がないわけでございますので、その予算の執行等、予算、決算につきましては町議会の議決が要ということが原則でございます。

野田川町の場合、平成17年でしたか、一応その形で議会の議決なりをお願いしました。今回、合併をするに当たり、加悦町と野田川町との足並みがそろっておりませんでした。一応、加悦の方では線下補償のみの議決をとっておられたということでございます。それをどうしようかなという話をしておったんですが、当面、この加悦町の例に準じて、議決をとることにして、今後については調整をさせていただきたいということでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） そうすると来年は正式に全部、その法にのっとって全部のものが出てくる確率が高いということで理解をさせていただきます。

そこで、財産区なんですけど、私が知っております財産区というのは、旧村の持ち物であったものが合併をしたときに財産区となって、今度の合併でも、全部の財産を持ち寄るということで、新しくこの財産区のものについては、与謝野町で登記をされているだろうと、与謝野町に登記をされる部分だろうというふうに思うんですけども、何か財政課長、何か変わった顔をしておられるので、そういう意味ではないんですか。財産区の所有権というのか、登記は与謝野町のものであるというふうに思うんですけど、違いますか、財産区のものでしょうか。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

合併協議会で財産区は、そのまま新町に引き継ぎますという内容でございます。したがって、その財産区の財産が与謝野町名義になったのではないと。いわゆる財産区はかなりあるわけでございますが、例えば石川財産区の所有につきましては、石川財産区の所有のまま新町に引き継ぐということでございますので、財産区の財産が与謝野町に移ったということではないわけでございます。

そもそも、話が長くなるわけでございますが、なぜ財産区ができたのかということをお話ししなければご理解がいただけないだろうと思います。それは、今まで市町村合併につきましては、明治の大合併と昭和の大合併がございました。そういう中で、一番合併をするのに問題になったのが合併市町村同士の財産でした。財産をたくさん持つ町、財産の少ない町、そこが一緒になるわけでございます。そうなりますと、これを新しい合併した町に持っていったんでは、損するだとか、得するだとか、そういう議論が出てきたわけですね。ですから、それは財産区という別の、いわゆる特別地方公共団体でございますが、それをこしらえて、地域に残して、新しい町になると、こういってございまして、合併したから、それが新しい町に登記が移るということではないということでご理解をいただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） そしたら、登記は特別地方公共団体だということで、そういう中で、税務的には税は納めなくてもよい土地だということになっておるといことですか。そしたら、旧野田川町の場合には、財産区から公共事業に、いわゆる土地を使用するときに、財産区に土地代を半額とか払うておったというような経過があって、それで合併の話のときにも私質問したわけですけども、それは合併してからの話だということでしたんですけども、加悦の財産区、野田川の財産区、これを公共事業に利用するときには、どういう格好で今後進められるのか、そういうことがもう既に取り決められておるといことかどうかお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 結論から申し上げまして、まだ調整ができておりません。

加悦町の、今聞いておりますと、旧加悦町の場合は、そのときの話し合いというようでございます。それから、旧野田川町は、公共事業に使う場合は2分の1の価格でお分けいただくという、これ区長会での申し合わせ事項でございます。それから、旧岩滝町でございますが、財産区はないわけでございますけれども、岩滝町も合併しておられますので、本来、財産区があるんじゃないかと思っておったんですが、すべて岩滝町の町有地として登記をされたということでございます。それは、たしか覚書か何かがあって、町が公共事業で利用するときは、無償で使わせていただくというような覚書があるということ聞いたことがございます。逆に、その覚書のある用地を町が売ったというような場合は、それは地元に戻すと、こういうような約束があるやに伺ったことがございます。したがって、まだ調整ができていないというのが現実でございます、これもまた調整をしなければならんことかなというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 岩滝のことが出ましたので、ちょっとお尋ねいたしますが、岩滝町の場合には、今言われましたように、町有地として合併したときに石田やら弓木、男山の土地を、持っておられた土地を町有地として、岩滝町の町のものにしてもらうたということで登記をされたということなんでしょうけれども、そこで、結局、いわゆる町有地であっても、恐らく町が管理をしておるといことは、私はされてないん違うかなと。あくまでも、それぞれの自治区で、男山なら男山で管理をされておるといような格好が継続をしておるんだろうというふうに思うんですけども、それについては、賃貸契約とか、そういうような契約のもとに、その土地を地元へ貸しておられるのか、例えば、先ほど特別地方公共団体で財産区の土地だと言われましたけれども、例えば石川区の財産区につきましては、あくまでも町の土地で、上の立木だけを石川の財産区で管理しとるんだというふうな頭で区の人らはおられます。そういう意味で、岩滝町はどのような格好で、各地区と契約なり、約束事が交わされておるといことか。

議長（糸井満雄） 総務課長。

総務課長（大下 修） 旧岩滝町の場合は、財産区というのはいりませんので、それで、それはずっと合併をしておりませんので、財産区として登録する機会がなかったということでございます。

それで、今現在、先ほど申し上げましたように、自治会の所有であっても、自治会が登記できませんので、町がかわって登記をしておりまして、その分に関しては、町と自治会で覚書を結んでおります。内容は町の名義だけれども、自治会の所有ですよというふうな、簡単に言えば、そういう名義なので、そこにおいて、もともと自治会の土地なので賃借関係というのはいりしてお

りませんでして、ただ登記の名目上、町の名前を使っていたらと、覚書によってということでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大体わかりました。その中で、結局我々に影響してくるのは、いわゆるそういう、岩滝町は町有地、それから加悦、野田川については財産区、その土地が全く一緒の状態、その方法だけが変わるとるわけですね。ところが、公共事業に使うときという問題が、私は今後いろいろと波及してくるんでないかなというふうに思いますので、一定の整理をしていただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第75号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第75号 平成18年度与謝野町財産区特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、休憩をいたします。4時20分まで休憩をいたします。

休憩します。

（休憩 午後 4時07分）

（再開 午後 4時20分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11、議案第76号 平成18年度与謝野町水道事業会計予算についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） おしかりを受けておりますので、簡単に済ませます。

貸借対照表で水利権が財産の中にあるんですけども、これについては、どこのどういう権利なのか、財産ということは、どこから金をもらえるのか、お尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） ちょっと申しわけないですけど、そこの水利権があるのは聞いておりました。多分としか、ちょっと言いようがないんで、申しわけないんですけど、男山のとこしかないんで、その上流にあります取水をしておるとこの水利権だと思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私は水利権がこうして貸借対照表で資産の部に載ってくるということに、ちょっ

とこれが正しいのかな、会計処理的に、水利権なんていうのを財産に載せるのがいいんかどうか、ちょっと疑問に思いましたので、質問させていただきました。これも一定の整理を私はしておかれるべき違うかなという気がしております。

それから、滞納ですけども、どこだかわかりませんが、滞納整理の分で、督促料が結構な大きな金額が出たように思います。ところが、滞納分が幾らあるのかというのがこの中には出ておりません。今、滞納が幾らあるのか、先ほどの下水道でしたかいね、岩滝が少ないかと思ったら、すごい滞納があったんですけども、これも滞納が多いのかどうか、ちょっとお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 予算書に上がっておりますのが、22ページにあります未収金ということで1,247万円上がっておりますが、これにつきまして3月31日限在で、ぴちっと締めますので、それ以後に入ってくるお金も未収金で上がりますので、決算上、これじゃなしに、今把握している額で申し上げます。岩滝につきましては、滞納繰り越し分が488万2,958円という額が滞納繰り越し分で上がってきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 大変大きな金額なので、またこれもいろいろな方法を講じていただくべきかなというふうに思います。

あと1点、欠損金ですけども、当年度未処理欠損金で798万1,000円、欠損処理が出ております。これはどういうお金で798万1,000円という欠損処理が出てきておるのかお尋ねいたします。

議 長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） 最初にちょっとお断りしておきます。まだ上水道会計の、この会計につきましては、私も勉強不足で、まだ合併しましてから3カ月ぐらいで、ちょっと勉強不足で申しわけないと思っております。この額につきましては、収益的収入及び支出のところにありまして、収入と支出の差し引きしますと1,187万5,000円という数字が上がってきます。それから、消費税相当分ということは、還付がある計算をしまして、その額を引いた残りがそういう欠損金として上げております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） いろいろとご苦労さんになっておるのは十分理解するわけですけども、やはりこの提案をされる以上は、数字を見ていただいて、私でもぱっと見たら、これが問題かな、これが問題かなというふうに思うわけですが、そういう問題点だけは、的確に把握をしていただいて、今後の財政運営をしっかりとやっていただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質問はありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 1点だけお尋ねしたいと思います。といいますのは、9ページなんですけど、今、井田議員さんの方からもちょっとご質問がありました滞納ですね、448万円、これにつきましては、直接金額的には余り関係が少ないと思うんですけど、といいますのは、18の手数料ですね、

この点につきまして、口振の手数料があるわけですが、もう課長さん、ここまで言ったらある程度お気づきになると思うんですが、かなりの住民の皆さんからいろんな苦情を聞いておられると思います。これ旧町から、この新町への引き継ぎ、ここのところがうまいこと電算機や何かあって、できてなかったということで、岩滝の皆さんは、私とこへも来られたんですが、わたしは払わんと、きょうまで私は府庁にも勤めさせてもらったし、滞納なんて一遍もしたことない、ところが何で、3月分でしたか4月分が、1カ月抜けて、督促状が来て、100円だかつくんですか、何でこんなもん払わんなのかと来られたんですよ。わたしはちいと間払わんという言われとるんですが、それがこんな中には入ってないとは思いますが、この中には、滞納分、448万円の中には、入ってないとは思いますが、どうしてこういう口振の誤作動というのか、言いにくい部分がたくさんあるかと思いますが、何でこうなったか、ちょっと説明したいと思えます。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） これにつきましては、いろいろと町民の皆様に迷惑をおかけしております。旧町の岩滝町さんで申しますと、以前から口座振替ということでやっておられた方もありまして、新町になりますと、また新たに口座振替の手続をしていただかなければならないということが起こりました。それにつきましては、前は上水と下水という二本立てでお世話になったのを、今回からは上水道の水道使用料の中に含んでいますので、その関係で、もう一度口座振替の依頼をしていただかんなんというところ辺で、私はもうこれまで既にやっているから、そのままよかったんだと、当然口座から落ちると思うと、それが落ちなかったんで、そういうお知らせもしたということでありまして、

それから、これまでは何もなくて、周知をしまして、4月から新町になりまして、口座振替になります。その方につきましては、すんなりいきましたんですけど、先ほど言いました従来から口座振替されていて、もう一度せんなんというところ辺が、こちらも再度、その方についての周知を、もう一度、二、三度周知をすれば、もうちょっと防げたと思っておりましたが、ちょっと、そこら辺が周知ができなくて、町民の皆さんに迷惑をおかけしたということでありまして、まことに申しわけなく思っております。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま、課長さんからそういうご回答をいただいたんですが、私も本当に、今の課長さんに何の責任もないのに、まことに申しわけないと思うんです。旧町がちゃんとできてなくて、それはそれとして、やはり引き継ぎのときの電算の、この辺も別に水道だけやなしに、ほかのこともあるんです、いろんなところで。だから、各庁舎の方へかなりの苦情が行っておると思うんですが、こういったものは、やはりもとへ戻って、水道の話になりますと、きょうまで従来どおりの振り込みをさせてもらって、2月28日に閉庁になったと。当然、担当課、また新町になってからの担当課の皆さんが回覧板、それから封書で送付しておられますわね。ところが、住民というのは役場から来るもんいうたら、あんまりええ感じがせんので、銀行から来るんなら、貯金がふえたかなという感じですが、それはポイとしてしまうというようなこと、それで、隣組に回覧板でも回していただいております。十分にさせていただいてるんですが、こうした、中には、中にはというか、たくさんの皆さんが見落とされたというのか、ということがあってこう

いう現象が起きたんだと思うんです。それでそれは仕方ないとして、今後におきましては、十分に、いつだかの皆さんの話と一緒に、手とり足とり、十分住民の皆さんに説明をしてあげていただきますように、お願いしておきまして、質問を終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、議案第76号を採決します。
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第76号 平成18年度与謝野町水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第80号 町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

16番（森本敏栄） それでは、建設課長に若干、明石香河線改良（その2）工事についてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

ようやく工事が始まりまして、6月19日から峠部分の山の切り取り、そしてその土砂の搬出を今行っていておられます。大変ありがたいことだなというふうに思っております。今回、その2という工事で、次の段階の部分の土を切り取って、ちょうど浄水場のカーブのところに埋め立てて、新たな道路をつくるということですが、これは繰り越し事業だと、きのう、ちょっと答弁の中にもあったわけですが、繰り越し分として1億2,455万6,000円ありまして、今回7,350万円で5,105万6,000円ということで残が出ておると思うんですが、第1期工事がどのぐらいの価格だったかわかりませんが、これで繰り越し事業としては終わりになるのかどうか、まず1点お尋ねします。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 昨日説明をさせていただきました図面で黒く塗っている部分、上2段分、これが入札が終わっております。これにつきまして3,570万円で発注をいたしております。それと、今回お願いいたしました部分でございますが、これが平成17年度から繰り越しになっておりますが、請負差金等の部分において、また少し変更をさせていただく格好になるかと思っております。

それから、プラス18年度で昨日通していただきました予算の部分がさらに今度グリーンの部分で一部出てくるような格好になります。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏泰） そしたら、この差額ですね、今、1期工事3,500万円ほどおっしゃいましたけども、あと2,000万円ほど残がありますね。この部分についての繰り越し事業としてはもうないのかどうか。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 若干変更はありますが、入札という形ではございません。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏泰） 繰り越し事業はまだあるということですか。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） いや、繰り越し事業という形ではもういたしません。入札もいたしません。増額という部分での差額部分はお願いするようになりますけども。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏泰） 減額になるんですか、予算は。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 繰越額がございますね、その部分で、今度請負差金等が出ておる部分については、繰り越した額へ戻すという表現が悪いんですけども、そこまで上積みをしていただくという格好を考えております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏泰） このテールアルメ工という工法が、きのう説明があったかと思うんですが、もう一度説明をお願いしたいというふうに思いますが。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） ちょっと口で言わせてもうてもわかりにくい部分があるかと思うんですが、コンクリートの2次製品の擁壁を立てさせていただいて、普通、L型壁とかありますけども、それだけでは転倒しますので、それからワイヤー等、引っ張りをかけて持たすという工法でございます。また、あれでしたら後ほど、このカタログを見ていただけたらなというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏泰） そしたら、それは地理的にすごい谷だと思うんですが、ここにありますが、10何メートルの部分もあるということですね、ほんなら。これは12.7メートルですか、それだけ高いものになると。わかりました。

それから、この谷の水というのは、深野谷から明石にかけて、この谷の水というのは明石川に注ぐわけですが、いつもこの明石川というのは、この谷から出る水と一緒に土砂が非常に流出して、いつも川が埋まってしまうというふうな状況で、常にしゅんせつをしていただかなければならないということになるんですが、その辺、課長、引き継ぎでご理解いただいておりますかどうかわかりませんが、その土砂の流出についての件については、どのような見解を持っておられるか。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） どこの現場についても一緒ですが、こういった工事現場の土砂の流出、絶対にせんとは申しませんが、極力土のう等を周囲に積むだとか、場合によっては、工事現場によりましては沈砂池を設けるだとか、できるだけの対策はとってまいりたいと思いますので、ご理解のほ

どをお願いいたしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏恭） この件については、西原主幹もよく承知していただいていると思いますので、時にはやっぱり川もしゅんせつをお願いせんなんかというふうに思いますので、この点をご理解いただいてお願いいたしたいというふうに思います。

それと、明石香河線の工事、香河あたりの説明会でも出とったんですが、平成21年ないし22年には完成といいますが、一部になるのかわかりませんが、というふうに聞いてもらっていますが、数字的にはどこまでが範囲で、21年、22年ということになっておられるのかお尋ねします。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 議案の資料に添付させていただいております、ちょうど大曲部分に該当する部分、ここの部分につきまして、現在、平成21年をめどに、ここの部分を1期工事として完了させる予定であります。浄水場の前の盛り土の部分も含めまして。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏恭） 18年度は予算も獲得していただいて、ここまでできるんですね。21年までですか、これが。18年度予算ではまだまだここまでは来ないと、きのうちょっとお尋ねしたんですが、この件も含めてまた説明するというのを伺ったんですが、この18年度工事の引き続いてのことについてもお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 追加議案資料を配付しております3枚目の図面に・・・があろうかと思えます。ここの赤い部分と黒い部分、上2段分、これは平成17年度の繰り越しでございます、グリーンの部分、ここの部分がこれからの工事ですが、この部分、ちょっと見にくいんですが、図面の右側の部分が現道になっております。その部分がある程度残す格好で、そのグリーンの、こちら側を18年度予算で切り取りをいたしたいと、総事業費1億円を計上させていただいた部分でございます。ここについては、また工事等をさせていただいたら、また議会の皆さんの議決をお願いしていただくということのお願いになるかと思えます。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏恭） それでは、1枚目の図面で、このグリーンがバイパスまで描いていただいておりますが、この辺の全体像については、課長はどのようにお考えになっているのか。やっぱり最後まで行くような計画になっているのか。

議 長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 全体像といたしましては、バイパスまでグリーンが塗れておりますが、今回、与謝野町としての当面の考え方は、1期工事として、今工事させてもらってる部分、1枚目のこの大曲、水源地の前の赤い部分を含めての部分で、全体的な部分については、今後新町として検討させてもらわなければならない部分もあろうかというふうに私は思っております。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

1 6 番（森本敏恭） これ私は、最終的にはバイパスまでつなげていただきたいのが本来の計画でありますけども、香河へ上がる口の、1軒あるんですけども、そこら辺まではできたら早く、早くと

いいですか、その計画に入れてもらってお願いを申し上げたいと思います。

それから、今、土砂の搬出をしていただいておりますが、通学路でもありまして、大変狭い道路でありますし、明石に突き当たったところはクランクになってまして、警備員の皆さんもつけていただいておりますが、安全対策はとっていただいておりますけれども、ぜひとも安全対策については十分注意をしてやっていただきたいということを申し上げて終わります。

議長（糸井満雄） 建設課長。

建設課長（坂本典男） 土砂の運搬につきましては、地域の皆さんに狭い道ということで、大変ご迷惑をかけておりますが、搬出の業者の方にも十分気をつけるように申し上げておりますので、また地域の皆さんもご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第80号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第80号 町道明石香河線改良（その2）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第81号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） 1点だけお尋ねしたいと思います。

このいただいております図面、この図面の上の方で見ると、左側にしきたり、現勾配がプラス108になってますね、図面で。それで、山側というのか、図面でいうと上側という、わずかにプラス110となっております、傾斜的には、この図面から見ると少し傾いておると、わずか。ということで、全長が19メートル2ありまして、計画のGLですね、これが109、一番下が108と、ここも緩やかになっておるわけですが、当然、これは自然流下式であろうと思うわけですが、第一次ろ過槽ですね、ここところはポンプアップして、第二次ろ過槽に給水されると思うんですが、その後には、電気計装設備いうんですか、既設の第一次ろ過池に水が回っていくわけですけども、その中で、この谷の、この図面では私よくわからんのですが、先ほども出ておりましたように、台風時の土砂等の心配は、ここはないのかということと、それからマンガン値はどういうふうになってるのかなど。この川にはもう全然そういう不純物はないわけですか。きれいな上流水ですか。ということになりますと、これはいいとしましても、この計

画設計をする前の施設の水量、また難しい話になるかもしれませんが、給水量だとか、有収率、水質、水量、こういったものは安定してできるのかなということ。それから、これも水道ですので公共性という採算は度外視した計画だと思んですが、投資効果の高い地域を選んだというよりは、既設の場所に新たに設置するということだと思んですが、配水管の利用効率は幾らぐらい、これによって上昇するのか、固定資産もどれぐらい上昇していくのかということ、それから地形が、この地形上から見ると相当急峻な河川と思いますが、流水が、水が短時間に下へずっと流れるんじゃないかというと思いますが、その治水、それはこの図面では、私どこにどうなるのはわかりませんが、治水はなしに、流れた水を給水されてるのかどうかという確認をさせていただきたい。これをひとつよろしく願います。

議長（糸井満雄） 水道課長。

水道課長（芋田政志） まず、地形的からいいますと、ここに入ってくるのは、今現在一次ろ過池と申しておりますけど、ここにつきましては、取水はご存じじゃないかもわかりませんが、椿資料館というのが奥にあります、それより2キロ上に取水口を設けてまして、そこから取水をしております。今現在、そこから取水しまして、この一次ろ過槽に入ってきております。それで、この一次ろ過槽もバルブで調整する以外は何も調節機械、計装盤がないので、今のところ、ここで垂れ流しして、オーバーした水はここへ流れてくると。この場所につきましては、若干の、雨水のときには、その谷の水が出てきますけど、そんな多くは出てきません。まずそれがこの場所の位置です。

それから、先ほど言われましたように、計画のGL、プラス109メートル見ておりまして、先ほどちょっと108メートルと言われまして、1メートル下がると言うんですけど、ちょっとその下の断面図を見ていただきましたら、108というのは、ここから階段をつけまして、上がっていくところの下が108メートルでありまして、大体、フラットな形で計画は考えております。

それから、土砂の心配とか、そういうことは、ここでは流入する問題はないと思っております。その横に、山からの水路がありますけど、そこら辺は一度、現地をもう一度見まして、必要であれば、その水路も整備はしておきたいと思っております。

それと、水路につきましても、先ほど言いましたように、椿資料館から奥2キロのところ水量ですので、美山という山がありまして、そこにはもう夏も全然かれないという水でありますので、水量的には全然問題ないと思っております。

それから、この投資効果というところ辺で、どうしても最初の投資につきましては、こんだけの金をかけますので、赤字になってくると思いますが、長い目で見れば、ここは自動的に監視ができる、それで役場において監視もでき、制御もできるというものをつくりますので、人件費等もここでは助かるん違うかなと思っております、どこで収支がどうなるかわかりませんが、安定した供給をするためには、こういうものが必要だと思っております、今回提案をさせていただきます。

議長（糸井満雄） ここであらかじめ申し上げます。本日も議事の都合によりまして、5時以降も会議を続行いたします。

上山議員。

3 番(上山光正) そうした先行投資、これはこの際ですので、いろんなところで欠陥というか、直しておかなければならない、こういうところがあったら、私は進んでやっというてほしいなと、あくまでもこれ借金じゃないんです、先行投資、将来的には、金銭的にはバックに返ってこなくても、住民にそれだけ低廉な、十分な水が供給できるということが、それが公営企業の本旨なんで、私は結構だと思います。ただ、心配しとったのが、この給水人口ですね、これが伸びるかどうかということですね。これがどれだけの地域を養っとるんだかわからんのですが、これが伸びるのであれば、もう少し不足しとる方へ回すとか、いろんなことが考えられるんですが、前のときにも述べたように、やっぱり広域で考えていくという観点から見ると、給水能力が上がれば、ほかにも回せるという利点もありますので、この辺も十分研究をこれ以外にさせていただいて、投資できるところは十分に投資していただいたら、私は結構かと思ます。

議 長(糸井満雄) 水道課長。

水道課長(芋田政志) 上山議員の質問でありましてうれしく思っております。水道課につきましては、上水道、簡易水道につきましても、水道の事業計画を立てておりまして、それに従いまして事業を展開していこうと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

人口につきましては、想定しております人口は、ひどう変わらないと、若干減るような感じも見受けられますので、そんなところであります。

議 長(糸井満雄) 上山議員。

3 番(上山光正) 質問は終わります。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第81号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第81号 滝水源浄水設備新設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第14、発議第5号 与謝野町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、廣野安樹議員、有吉 正議員の退席を求めます。

(廣野安樹議員、有吉 正議員 退席)

議 長(糸井満雄) 本案については、産業・建設常任委員会に付託してありましたが、委員長から委員会審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

谷口議員。

15 番(谷口忠弘) それでは、与謝野町の農業委員会の委員の推薦につきまして、産業建設常任委員

会に付託されております委員会報告を申し上げたいというように思っております。

朗読をさせていただきます。

本委員会に付託された下記案件を審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定により報告いたします。

付託案件としまして、与謝野町の農業委員会委員の推薦について。

2、審査の結果。平成18年6月12日、上記案件を本委員会に付託された。

平成18年6月13、14日、両日、本委員会を開催し、全員出席。

付託された上記案件について質疑を行った。

3、平成18年6月14日、質疑を行った後、次の4名について、停止条件つき（平成18年7月31日の任期まではその効力を発生しない）で推薦することに決定をいたしました。

議会が推薦する農業委員としまして、農業者で山本孝市氏の字が「一」になっておりますけれども、申しわけございません、ミスプリントでございまして「市」に訂正をお願いしたいというように思っております。

それと、山本雅己氏、議会議員としまして、当委員会の委員長の廣野安樹議員、当委員会の有吉正議員、以上4名の方でございます。

なお、農業者の推薦の方につきましては、次のページに詳しく農業の実態についてご報告をさせていただきますので、お読みいただければなというぐあいに思っております。

以上でございます。

議長（糸井満雄） ただいま谷口副委員長より委員長報告がありました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

谷口副委員長、自席にお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、発議第5号を採決します。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、発議第5号 与謝野町農業委員会委員の推薦については、委員長報告のとおり推薦することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後 4時58分）

（再開 午後 4時59分）

議長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第15、請願第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願書を議題とします。

本案については、産業建設常任委員会に付託していましたが、委員長から請願審査報告書が議長に提出されております。

本案について、委員長の報告を求めます。

廣野委員長。

4 番（廣野安樹） それでは、委員会報告をさせていただきます。

請願審査報告を行います。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号1、付託年月日、平成18年6月12日。

件名でございますが、請願第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願書。

審査の結果、委員会において採択すべきものと決定いたしました。

委員会の意見としましては、お手元へ配付をいたしておりますような意見が出ておりましたようなことを報告させていただきます。

産業建設委員会請願の審査状況について報告をさせていただきます。

1、請願第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願書について。

6月15日、委員会を開催し、全委員出席のもと、紹介議員である勢旗 毅議員、オブザーバーとして、太田商工観光課長の出席を求めて、紹介議員から説明を受け、質疑を行いました。

2、主な質疑の内容は次のとおりでございます。

貸金業の許可基準はどうなっているのか。出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利とは何か。電話担保とは違った日掛金融があると聞くが、どんなものであるのか。消費者金融は都市銀行が提携で貸し出しも行っている。資金が期日決済に必要なときは、金利が高くても手当する必要があるし、規制する意味での請願なのかと。それから、武富士やアイフルなど、消費者金融は大手銀行から資金を集めていると聞くがどうなのか。多発する問題は自己責任だけの問題で解決できない問題だが、どうなのか。貸金業規制法第43条第1項や出資法利息制限法はどうなっているのか。また、資金利用も一時的に資金運用で返済意識のない人もある。請願審議だけで終わるのではなく、今後の取り組みも願いたいといった質疑が行われました。

紹介議員からそれぞれ回答をいただき、またオブザーバーとして出席をお願いしておりました太田商工観光課長からもいろいろとご意見をちょうだいいたしたところでございます。

質疑終了後、請願に対し、反対する意見もなかったので、討論を省略し、採決を行いました。

挙手による採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしましたことを報告させていただきます。どうかよろしくご審議を賜りまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

服部議員。

13番（服部博和） それでは、廣野委員長にお伺いを若干させていただきたいというふうに思います。

こういった大変難しい問題に対しまして、付託を受けられまして、産業建設委員会の委員長を初め、委員の皆さんには大変ご苦労があったことをまずもって御礼申し上げたいと思います。

その中で、ここにも委員会の報告の中にも書いてあるわけでございますけれども、銀行とのかかわり、私もこれ一番最初のときに、紹介議員さんにお伺いした経過がございます。銀行とのか

かわり、この中でも、報告書の中でも触れてありますけれども、どんなようなご意見が出たのか、ちょっとその辺を聞かせていただいたらというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 服部議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

銀行とのかかわりということでご質問でございますが、この点につきましては、委員の中から武富士やアイフルなど、消費者金融の会社は、大手の金融会社から資金を集めているということが言われておりました。その中で、大手銀行もそれぞれの金融会社もグレーゾーンの撤廃という、そうしたことの、これからの戦略の見直しも必要であろうというようなご意見が出ておりましたし、東京三菱銀行なんかも参入をしておるといったようなことで、大手の金融の関係も利息制限法の枠内では、消費者金融に金は流れているというようなことで、こうした金融業者が15%の利息まで下げた場合は、大手から借りられなかった方が、また違った方でお借りするし、同じようなことになるのではないかとというようなご意見もございました。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

1 3 番（服部博和） 大変ありがとうございました。そのとおりでございまして、いろいろと勉強されたんだというふうに思っております。その中で、私も日ごろ考えてることをちょっと述べさせていただきますまして、ここの報告書の中にも書いてありますように、請願審査だけで終わるのではなく、今後の取り組みも願いたいというところで、ひとつ常任委員会さんにはお願いしたいなというふうに思いますので、それについて若干私の考えてることを述べさせていただきます、参考にしていただいたらというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。

貸金業への資金が流れていることは、今、委員長が答弁されたとおりでございまして、大手銀行からかなり金が流れておると、それを使いまして、いわゆるこの貸金業が営まれておるのが実態のようでございます。それで、やはり基本的には、元から直していかなくちゃ直らないというのが私は実情ではなかろうかなというふうに思っております。いわゆる資金を、銀行から流れてるのをとめるといいますか、もっと自由競争をさせるといいますか、そういうような方向で、抜本的な改革が必要ではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。

銀行が、きのうもちょっと申しましたけれども、貸し渋りだとか、貸しはがしをやっておる現状でございまして、いわゆる手形が落ちない、小切手が落ちないというときには、銀行へ行って借れるわけですがけれども、銀行が今日、そんな簡単に金貸してくれるわけがないわけでございます。そうであれば、期日に迫られておるわけなんだから、やむなく貸金業に走らなきゃならんという現状があるわけです。ですから、金利を安くすれば、ただ単に、そこに行って、貸金業から金を借れなくなるという、単純なものじゃないということでございます、やはり抜本的な改革が必要だろうというふうに思っております。

例えば、今、上限であります29.2%ですが、これを18%ぐらいまで下げればどうかというような話があるわけでございますけれども、この29.2%を18%まで下げた場合に、そしてたらみんなが18%の金利で金が借りられるのかということは、これは大きな間違いでございます、いわゆる18%から29.2%のグレーゾーンというのは、いわゆる保険でございまして、

この人は返してもらえる確率が低いなという方には、高金利で貸すと、またこの人は確実に返ってくるというようなことがあれば、低い金利で貸すという、いわゆるそれがグレーゾーンだというように私は解釈しております、人を見て、この金利を左右するんだと、上下するんだということがすべてではないですけれども、そういう、いわゆる保険的なことで、その29.2%まで上げておる。だから、18%まで下げれば、当然、いわゆる返してもらう確率の低い方は借れないわけになってくるわけですね。だったら、それをどこで手当をするかいうたら、いわゆるヤミ金融が今度はびこるということになってくるわけです。ですから、どうしても金は借れなきゃならんということでございますので、ヤミでやってる金融業者のそこへ行って、29.2%でも、30%でもいいから、頼むから貸してくれと、あしたの手形が落ちないんだということで借りることになって、かえって、そこでいわゆるヤミ金がばっこするということになる危険があるというようなことがあるわけでございます。今、私が申し上げましたことを金融庁の特別会議室での階段の内容を私入手しまして、それを見ておりますと、この利用した方に対する会談といいますが、懇談の中で、いわゆる借れた人は、金利が高くて負担が重かったが、それでも納得できるものと答えた。もう必要だからしゃあない、もう納得しとるんだという人が72.9%あるということです。

それから、2番目に、利用した契機に関してというのは、先ほどから申しておりますように、すぐ金が要ると、手形の期日が回ってきとると、どうしても落とさんならん、落とさなかつたら倒産するというようなことで、資金がすぐ必要だったという方が66%、それから次に、銀行の融資枠がいっぱいだったが42%で、銀行へ行ったけれども、金貸したらん言われた方が26%あったと、こういうような状況でございます。

それから、利用した顧客層というのは、年商5,000万円以下の方が多いと。それから従業員5人以下、資本金が300万円以下の、いわゆる零細企業の方がそういうところへ走っとられる可能性が大変多いと、それで利用した業種は土木建築業が最も多く、次いで、内装、電気工事、それから製造業という順番であったと、こういうようなことでございますので、ただ単に、借りまくって、それでパチンコ行ったり何やかやする人も大勢あるかもわかりませんが、やっぱりこういう必要に迫って借りに行く人もかなりあると。ですから、やはり基本である銀行の対応というものをもう一度ちゃんと整理をしていかなことには、どこまでいってもイタチごっこで終わらないということでございます。

ですから、最終的には、今言われてるのはゼロ%から29.2%の間で自由競争をして、それに銀行も参入すりゃあいいし、それから最近ITなんかで設けるところも参入して、だから自由にゼロから29.2%の間での自由金利市場にして、ユーザーが借りやすいところで借れるというような方向に持っていくのが自由競争の原点ではなからうかなということが言われておるわけでございます。ですから、そういうようなことを、もう一度、ここにも書いてありますように、請願審査で終わるのではなく、今後の取り組みも願いたい中に、ひとつ考慮していただきまして、この問題を基本的に整理をしていただきますことを切にお願いをいたしまして、廣野委員長に対しますご質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） ありがとうございます。確かに、今、服部議員が言われたとおり、そういった

意見も委員会の中で十分出ておりましたことを報告させていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
廣野委員長、自席にお帰りください。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより、請願第1号を採決します。
本案について、委員長報告は採択すべきものとされております。したがって、本請願は委員長報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、請願第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する請願書は、採択することに決定しました。
次に、日程第16、意見書案第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書（案）についてを議題とします。
事務局に議案を朗読させます。
（事務局長 意見書案朗読）

議 長（糸井満雄） 提出議員より提案説明を求めます。
廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） それでは、意見書案を朗読をもって提案とさせていただきたいと思います。
出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書（案）。
超低金利時代と言われる現在、消費者金融、信販会社、銀行など、複数業者から返済能力を超えた借入れをして苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。こうした背景には、貸金業規制法第43条第1項の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年15～20%）を上回るが、出資法の上限（年29.2%、日賦貸金業及び電話担保金融は年54.75%）より低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。こうした中、先般、最高裁判所は貸金業者の利息制限法の上限を超える利息について「みなし弁済」の規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。
国では、平成19年1月をめどに出資法などの上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、債務者の不安を一日も早く解消すべきである。
よって、与謝野町議会は国会及び政府に対し、法改正に当たって、次の事項を実現するよう、強く要請する。
- 1、出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
 - 2、貸金業規制法第43条第1項の「みなし弁済」規定を撤廃すること。
 - 3、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年6月。京都府与謝野町町議会議長 糸井満雄。

衆議院議員の議長様ほか、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、総務大臣、金融担当大臣、以上の方に提出を予定をいたしております。

よろしくご審議を賜り、可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） ただいま、廣野議員より提案説明がありましたけれども、質疑はありませんか。服部議員。

1 3 番（服部博和） 何もけちつけるわけじゃないですけど、ちょっとこれおかしいところがあるわけなんです。上から5行目の後半の方の出資法の上限、年29.2%、日賦貸金業及び、ここですね、出資法の上限はで説明してあるんで、年29.2%、ここでとめとかんと、この日賦貸金業及び電話担保のこれは、出資法の中の上限じゃないんですわね。特例金利なんです。それで、その後で、いわゆるグレーゾーン金利でとなっておりますわね。グレーゾーンは20%から29.2%の間がグレーゾーンなんですわ。だから、この日賦貸金業及び電話担保金融、年54.75%、これ私必要ないと思うんですけど。だから、これは削っとかんと、ちょっとおかしいなと思うんですけど。

議 長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午後 5時26分）

（再開 午後 5時30分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

廣野議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、意見書案第1号を採決します。

その内容については、一部議長に一任ということがありましたので、それを含めまして採決をしたいというふうに思います。

本案について、原案となっておりますけれども、そのことを含めまして、賛成議員の起立を求めます。

（起立全員）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、意見書案第1号 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書（案）については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お手元に配付しておりますように、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配付しておりますように、議員を派遣することに決定しました。
次に、日程第18、閉会中の継続審査及び審査申出書についてを議題といたします。

3 常任委員会から審査中の事件について、会議規則第73条の規定により、閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他すべて議了しました。

これで第2回与謝野町議会定例会を閉会します。

閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げたいと思います。

今定例会は与謝野町誕生初めての議会でありまして、大変重要な議会として、我々は認識のもとに19日間にわたる長丁場で平成18年度予算を初め、人事案件、条例の改正、制定など、当面する与謝野町の重要諸案件を議員の皆さんの終始極めて真剣なご審議により、提案されましたすべての案件を議了することができました。これもひとえに議員の皆さんのご協力によるものと、深く感謝を申し上げる次第でございます。

また、町長初め、執行機関の皆さんにおかれましても、審議の間、常に真摯な態度でもって対応していただきましたことに対して御礼申し上げます。

今期定例会を通じて、議員の皆さんから述べられました一般質問あるいは質疑などの意見、要望につきましては、今後の町政の執行に際しまして、十分に反映されますよう、強く要望いたします。

皆様方のご協力に重ねて感謝申し上げ、ごあいさつといたします。ありがとうございました。

定例会の最終日に当たり、太田町長からごあいさつの申し出がありますので、ここで受けたいと思います。

太田町長。

町長(太田貴美) 定例会の最後に当たりまして、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会には、追加議案を含め、人事案件9件、条例議案40件、一般議案2件、予算議案13件の合計64議案、報告1件をご報告させていただきましたところ、本会議におきましても、また各常任委員会におきましても、議員の皆さん方には熱心にご審議をいただき、全議案、すべて原案どおり可決、またご承認、ご理解を賜りましたことに対しまして、心から深く感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会では、公平委員会委員を初めといたします各行政委員、助役、教育委員会委員、監査委員等の選任・任命、また自治功労者の表彰、平成18年9月1日から施行となります指定管理者制度導入に伴います公の施設の個別条例の制定、一般会計、特別会計及び水道事業会計の新年度予算等を提案させていただきました。人事案件にご同意いただきましたことにより、本格的に与謝野町の行政運営を進めさせていただくこととなりますが、これまでの間、議員の皆様を初め、町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたことにおわびを申し上げたいと思いますとともに、5月23日から実施いたしました町政懇談会におきまして、町民の皆様からいただきました貴重

なご意見を今後の町政に生かし、誠心誠意行政推進に全力を尽くしていきたいというふうに考えております。

今回、ご承認していただきました本年度予算は、さきの臨時議会でご承認いただきました平成18年度暫定予算を吸収する予算であり、暫定予算に計上しておりました3カ月間の必要経費に今後必要となります経費を追加し、年間予算としております。予算の執行につきましては、町村合併の最大の目的でもございます行政の効率化を進めるとともに、創意工夫を行うことにより、最少の経費で最大の効果を生むことができることを常に考え、住民サービスの向上を図り、町民の負託にこたえていきたいというふうに考えております。

さらに、予算には直接関連しません、そうした施策につきましても、本年度中に計画を樹立し、地域や関係団体と調整をしながら、できる限り早い時期に事業が展開できるように努めてまいりたいというふうに考えております。

そのためには、町民の皆様のご協力をいただかなければならないことも多々ございますので、改めて自助・共助・公助を基本に考え、地域コミュニティを核とした取り組みも必要になってまいります。今回の町長選挙に当たりまして、ローカルマニフェストを作成し、公表いたしましたので、このローカルマニフェストを基本に町民の皆さんのご協力を求めながら、行政改革の推進を図るとともに、今後におきましても、作成いたします総合計画に沿って、10年、20年先を見据えた、そうした持続可能な与謝野町のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

与謝野町の将来像でございます「水 緑 空 笑顔輝くふれあいのまち」を目指し、本定例会において、議員の皆様方より賜りましたご意見を指針とし、今後とも全職員が一丸となって町民の皆様が本当に住んでよかったと思えるような町をの実現を目指しまして、懸命の努力をいたす所存でございますので、議員の皆様方におかれましても、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますように、心からお願いを申し上げます次第でございます。

最後になりましたが、与謝野町の限りない発展と、議員の皆様方のいつまでも健康でご活躍いただきますことを、心から祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。どうも、本当にありがとうございました。

議長（糸井満雄） なお、井上教育委員長から、任期の最終日に当たり、退任のあいさつの申し出がありますので、お受けしたいと思います。

井上教育委員長。

教育委員長（井上行雄） 私、ちょうど10数年前、加悦町で西原町長さんから教育委員をひとつ務めるようにということで、議会の方でご承認いただいて、10数年務めさせていただき、3月1日からは3町合併ということで、暫定教育委員として、残る4人の委員の方、教育長さん含めて、その方ときょうまでお務めさせていただいたわけでございます。大変、至らぬ点多かったと深く反省いたしております。

特に、私の場合、70も半ば過ぎるというような老化の年でございますし、しかもこの近辺の高等学校で私も長らく教鞭をとった関係で、今、なかなか教師がないというようなことで、特に私の専門といたしました生物学を、このお隣の、私のかつて勤めた加悦谷高校、あるいは峰山なんかで、数時間でいいから助けてくれんかというようなお話もいただいて、そちらの方もご協力

させていただいて、この議会も、あるいは当初の議会も、途中欠席させていただいたり、そして副の方にお世話になったりして、きょうを迎えた次第でございます。心からおわび申し上げ、そしてご協力いただいたこと、お礼申し上げます。

本当に、この与謝野町というのは、大内峠を初め、大江山に囲まれ、そして美しい野田川のせせらぎが流れております。私、70数年このふるさとにおきまして、特にかつて中学校のときに習った石川啄木の「一握の砂」の中の「ふるさとの山に向かい 言うことなし ふるさとの山は ありがたきかな」、「やわらかに柳 あおめる北上の 岸辺目に見ゆ 泣けとごとくに」というほど、本当にふるさとのこの地を眺めまして、ますますこの地が発展してほしい、しかし状況は非常に厳しいこともよく存じ上げております。子ども、そして青少年、取り巻く状況は非常に厳しいございますし、少子化の傾向の中で、教育を取り巻く情勢も大変でございますが、どうか、今後町民の皆様、そして理事者の方、議員様方のますますのご指導、そしてご鞭撻をいただいで、この加悦町、野田川町、そして岩滝町が合併しましたふるさと与謝野町、ますます発展し、そして存続して、栄えてまいりますように、どうぞよろしくお願い申し上げまして、長らくお世話になった最後のお礼とさせていただきます。

どうも長い間、ありがとうございました。

議長（糸井満雄） ありがとうございました。

それでは、これで閉会とさせていただきます。

ご苦労さまでございました。

（閉会 午後 5時38分）